

第1部 教育行財政

第1章 教育行政

1 令和6年度本市教育行政のあらまし

- (1) 教育委員会では、令和6年3月に令和10年度までを計画期間とする「コンパスぷらん（第4期名古屋市教育振興基本計画）」を策定し、教育を取り巻く環境の変化に対応しながら、学校教育をはじめとした教育施策を推進することにより、夢に向かって人生をきり拓くなごやっ子の育成に取り組んだ。
- (2) 学校教育では、「ナゴヤ学びのコンパス」を踏まえ、子どもが学びを通して自分らしく、幸せに生きていくことができるよう、自律して学び続ける子どもの育成に努めた。
- ア 学校施設の整備については、校舎の新增築、リニューアル改修等を実施した。
- イ 教育指導面では、教育課程の参考及び指導方針を示すとともに、集団生活への適応を図るため、小学校1年生・2年生での30人学級、中学校1年生での35人学級を実施した。
- ウ 実生活に生きてはたらき、各教科等の学習の基本となることばの力を育成するため、「国語教育の推進事業」に取り組んだ。そして、「なごやっ子漢字検定プリント」を配信した。また、学校司書110人を市内小学校260校、中学校110校に配置した。さらに、小・中学生向けの「わくわくブックネット」を配信するとともに、「本の帯コンクール」を実施した。
- エ 英語が話せるなごやっ子の育成をめざして、外国人英語指導助手とのチームティーチングによる生きた英語指導と外国語指導アシスタントとのチームティーチングによる小学校外国語活動・外国語科の指導を実施したほか、日本語指導が必要な外国人児童生徒の相談等に対応する日本語教育相談センターの運営、母語学習協力員の配置等、学習指導の充実に努めた。
- オ 生徒指導対策については、関係諸機関との連絡協議会の開催、学校における児童生徒指導活動推進事業の実施、進路指導体制の確立、小・中学校で特設講座（基礎・発展）の開設、心理的な理由による不登校児童生徒に対する通所による教育相談や学習指導及び生活指導による教育支援センターの運営など、その充実に努めた。また、「名古屋市いじめ防止基本方針」のもと、「夢と命の絆づくり推進事業」や「なごやINGキャンペーン」を実施するとともに、「INGハンドブック」の活用促進によるいじめをしない、させない、許さない学校づくりに努めた。さらに、インターネット上におけるいじめ対策に取り組んだ。これに加え、なごや子ども応援委員会を運営し、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親の総合支援を推進した。教育と福祉との一層の連携や途切れのない支援体制の充実に努めるため、市内を12ブロックから17ブロック（小学校・中学校ブロック16、高等学校・特別支援学校ブロック1）に拡充するとともに、スクールソーシャルワーカーが、区役所職員の身分を併任するなど体制をさらに強化した。

カ その他にも、特色ある教育活動や学校づくりを行うマイスクールプランの実施、人権教育、国際理解教育、情報教育等、教育内容の充実を図ったほか、SDGs（持続可能な開発目標）と様々な社会の課題のつながりを知り、自らは目標達成にどのように貢献できるかを考えることができる幼児児童生徒を育成するため、「SDGs達成の担い手づくり推進事業」を実施した。また、ゆるやかな協働性の中で自律して学び続ける子どもを育むため、大人が子どもに伴走し、「子ども中心の学び」を進める学校づくりを推進する「ナゴヤ・スクール・イノベーション」事業を実施した。

キ 児童生徒の健康管理の面では、入学及び市外から転入した者を対象とした心臓検診や、歯科疾患特別健診を実施するなど、児童生徒の疾患対策の一層の充実を図った。

学校給食では、子どもたちの心身の健全な発達に資することを目的として地産地消の取り組みを始め内容の充実に努めた。また、複数メニュー、弁当併用、ランチルームでの喫食等の方式での中学校スクールランチを110校で実施した。

学校体育においては、児童生徒が生涯を通じて運動を実践し、健康な生活を営むための能力や態度の基礎の育成に努めるとともに、体育学習や部活動における指導者の資質向上に役立てるための体育実技等の講習会を実施した。

ク 教育奨励事業としては、要・準要保護児童生徒の就学援助等を実施した。

ケ 部活動については、民間委託による新たな運動・文化活動を小学校全校で実施した。

コ 戦略的姉妹友好都市交流発信事業の一環として、姉妹友好都市のさらなる認知度向上と交流活性化を図るとともに、職員の能力向上やスクールカウンセラー制度の周知を図るため、ロサンゼルス市のスクールカウンセラー等を招へいし、子どもの支援に関するフォーラム等を実施した。

(3) 社会教育行政については、市民が教養を高め、生涯の各時期に応じて、多様で、かつ、自主的な学習ができるよう、条件整備に努めた。

ア 成人教育の面では、社会教育施設における各種講座や講演会等を充実させて開設した。

更に、家庭教育の振興を図るための事業として、家庭教育セミナー、あい・あい・あいさつ活動、ファミリーデーなごやを実施するとともに、インターネットを活用した講座を開設した。

また、女性教育の内容充実を図るとともに、関係団体の指導者育成や活動助成を行った。

イ 子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現するための名古屋土曜学習プログラムを実施した。

ウ 青少年教育については、平成18年度から青少年に関する諸施策の総合的な企画等、市長の権限に属する事務の補助執行が解かれ子ども青少年局の所管事業になるとともに、青少年教育に関する権限を子ども青少年局長の補助執行とした。

エ 文化財保護の面では、文化財保護事業への助成、歴史的町並み保存事業の促進、遺跡発掘調査や山車行事の総合調査等各種調査を実施したほか、文化財の公開事業、史跡散策路の活用等、保護事業を推進した。また、守山区上志段味に残る志段味古墳群を活かして古墳や歴史を学び体験する志段味古墳群歴史の里において、幅広い世代が楽しむことのでき

る事業を実施した。また、文化財の保存及び活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」を策定した。

オ トワイライトスクール（放課後学級・施設開放）については、平成21年度から、放課後学級を「トワイライトスクール」として、それに関する権限を子ども青少年局長が補助執行し実施した。また、施設開放については、「生涯学習開放」として引き続き教育委員会において実施した。

- （４）ふれあい交流事業については、昭和61年に名古屋市、中津川市及び稲武町（現豊田市）の3者間で結ばれた「ふれあい協定」に基づき、教育・文化等の交流を通して市民の友好親善と相互理解を深めており、児童交歓交流会、ふれあい交流植樹体験事業を実施した。

2 教育委員会

（１）教育委員会の組織と活動

ア 教育委員会の組織

教育委員会は、合議制の執行機関で教育長及び5人の委員で構成されている。

教育長は市議会の同意を得て、市長が任命する。任期は3年で再任されることができる。教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。委員は市議会の同意を得て、市長が任命する。任期は4年で、教育行政の安定を図るため、毎年1人又は2人ずつ改任（又は再任）される。

教育委員会の職務権限は、教育に関する事務を管理執行することであり、市長の権限に属するもの（教育に関する大綱の策定に関する事務のほか、大学・幼保連携型認定こども園・私立学校、教育財産の取得・処分及び教育委員会の所掌事務に関する契約の締結・予算の執行）を除き、教育事務の大部分に及ぶ。

また、教育委員会は、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を定める権限を有している。

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に事務局が置かれ、教育長は事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督している。

教育委員会の構成

(令和7年7月4日現在)

職名	氏名	年齢	職業	就任年月日
教育長	杉浦 弘昌	60		R7. 7. 4
委員 (教育長職務代理者)	栗生 万琴	50	会社役員	R4. 3. 24
委員 (教育長職務代理者)	山本 久美	58	会社役員	R5. 10. 1 (再任)
委員	中谷 素之	57	大学教授	R6. 10. 8 (再任)
委員	園田 理	55	弁護士	R6. 10. 8
委員	南田 あゆみ	45	会社員	R7. 4. 1

イ 教育委員会の会議

教育委員会の意思は、教育委員会の会議において決定される。会議は、教育長が招集し、教育長及び在任委員の過半数が出席して開かれ、その議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは教育長の決するところによる。

令和6年度は、教育長が会議を主宰し、定例会12回、臨時会4回の会議を開き、重要案件の審議を行った。

なお、教育委員会の権限に属するすべての事務を教育委員会の会議の審議を経て決定することは實際上不可能であり、合理的とは言えないため、重要な事項を除き、平常事務的な事項の決定は教育長等専決規則（昭和31年名古屋市教育局教育委員会規則第13号）の定めるところにより教育長が専決している。

令和6年度において教育委員会に提出された議案は次のとおりである。

教育委員会議案一覧表

内容	件数	内容	件数
事務局人事に関するもの	2 件	予算に関するもの	4 件
教職員人事に関するもの	5 件	表彰に関するもの	4 件
条例の改正等に関するもの	5 件	社会教育委員等の委嘱等に関するもの	3 件
教育委員会規則に関するもの	15 件	教科書の採択に関するもの	13 件
		その他	77 件

3 総合教育会議

(1) 総合教育会議

本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策及び児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行うため、総合教育会議が設置されている。会議は市長と教育委員会によって構成され、市長が招集する。

(2) ナゴヤ子ども応援大綱

ア 大綱の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3に基づき、市長が定める本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、平成27年5月24日に「ナゴヤ子ども応援大綱」が策定された。

大綱の策定及び改正にあたっては、総合教育会議において市長と教育委員会が協議することとされており、令和3年10月15日に開催された総合教育会議において、大綱の一部改正に係る協議を行い、合意している。

イ 大綱の内容

- ・「一人ひとりの人生の基盤としての理念」に基づく支援を推進！
- ・教員に加え、子どもを守る専門家の学校への配置を推進し、人生を生き延びるスキルを子どもたちが自ら考え・学ぶ環境づくりを推進！

4 条例規則等の制定改廃（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

(1) 条例

条例番号	名称	概要
6年50	名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例 [令和6.10.22公布、同年11.23施行]	町の区域の設定に伴い、所要の改正を行った。
7年13	名古屋市図書館条例の一部を改正する条例 [令和7.3.28公布、令和8.4.1施行他]	北図書館等の管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の改正を行った。
7年14	名古屋市入学支援金条例 [令和7.3.28公布、同年4.1施行]	経済的理由により就学の支援が必要と認められる者に対し、高等学校等に入学するために必要な学資を支給するため、名古屋市入学準備金条例の全部を改正し、新たに条例を定めた。

条例番号	名称	概要
7年15	名古屋市学校設置条例の一部を改正する条例 [令和7.3.28公布、令和8.4.1施行他]	小学校2校を統合するため、所要の改正を行った。
7年16	名古屋市教育センター条例の一部を改正する条例 [令和7.3.28公布、同年4.1施行]	教育センターの事業について、所要の改正を行った。

(2) 教育委員会規則

規則番号	名称	概要
7年1	名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則 [令和7.2.13公布、同年4.1施行他]	森孝中学校及び吉根中学校の武道場をスポーツ開放の使用に供するため、所要の改正を行った。
7年2	名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則 [令和7.3.27公布、同年4.1施行]	令和7年度の組織改正等に伴い、所要の改正を行った。
7年3	名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則 [令和7.3.27公布、同年4.1施行]	補職名について、所要の改正を行った。
7年4	名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則 [令和7.3.27公布、同年4.1施行]	令和7年度の組織改正等に伴い、職員の勤務時間特例等について、所要の改正を行った。
7年5	名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則 [令和7.3.27公布、同年4.1施行]	学校評議員制度の廃止及び特別支援学校に置く職員等について、所要の改正を行った。
7年6	名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則 [令和7.3.27公布、同年4.1施行]	特別支援学校の高等部の生徒定員について、所要の改正を行った。
7年7	名古屋市野外教育センター条例施行規則の一部を改正する規則 [令和7.3.27公布、同年4.1施行]	野外教育センターの使用承認について、所要の改正を行った。

規則番号	名称	概要
7年8	名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則 [令和7.3.27公布、同年4.1施行]	永年勤続者の表彰に係る職員の勤続期間の計算方法等について、所要の改正を行った。
7年9	名古屋市見晴台考古資料館処務規則の一部を改正する規則 [令和7.3.27公布、同年4.1施行]	見晴台考古資料館に勤務する職員の勤務時間特例について、所要の改正を行った。
7年10	名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則 [令和7.3.27公布、同年4.1施行]	奨学金の受給資格の判断を公平に行うため、申請者の所得要件の確認方法について、所要の改正を行った。
7年11	名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則 [令和7.3.27公布、同年4.1施行他]	名古屋市就学援助規則による就学援助の対象者等について、所要の改正を行った。
7年12	名古屋市図書館館則の一部を改正する規則 [令和7.3.27公布、同年4.1施行]	北図書館等の管理を指定管理者に行わせること等に伴い、所要の改正を行った。
7年13	名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則 [令和7.3.27公布、同年4.1施行]	体育館の使用料等について、所要の改正を行った。
7年14	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1に掲げる事務並びに別表第2に掲げる事務及び特定個人情報等を定める規則 [令和7.3.31公布、同年4.1施行]	名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の規定に基づき、個人番号の利用に関し、新たに規則を定めた。
7年15	名古屋市入学支援金条例施行規則 [令和7.3.31公布、同年4.1施行]	名古屋市入学支援金条例の施行に関し必要な事項を定めるため、名古屋市入学準備金条例施行規則の全部を改正し、新たに規則を定めた。

(3) 市規則

規則番号	名称	概要
6年74	名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則 [令和6.7.22公布・施行]	第3子以降の生徒の所得制限撤廃及び補助額を増額するため、所要の改正を行った。

規則番号	名称	概要
6年95	名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 [令和6.11.13公布、同年6.11.23施行]	名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定めた。
7年37	名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則 [令和7.3.31公布、同年4.1施行]	所得制限撤廃、通信制の課程に補助を拡大及び補助額を増額するため、所要の改正を行った。

(4) 名教委訓令

訓令番号	名称	概要
7年1	名古屋市立学校に勤務する職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部を改正する規程 [令和7.3.31公布、同年4.1施行]	なごやか中学校に勤務する職員の勤務時間特例について、所要の改正を行った。

(5) 名教委教訓令

訓令番号	名称	概要
7年1	名古屋市教育委員会事務局課長補佐設置規程の一部を改正する規程 [令和7.3.31公布、同年4.1施行]	令和7年度の組織改正に伴い、所要の改正を行った。
7年2	教育次長以下代決規程の一部を改正する規程 [令和7.3.31公布、同年4.1施行]	令和7年度の組織改正等に伴い、所要の改正を行った。

5 附属機関その他の機関

(1) 名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会

名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）に基づき、教育委員会が委嘱した委員によって構成される委員会である。指定管理者に管理を行わせる公の施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申する。任期は、任命された日からその日の属する年度の末日までとする。

令和6年度は6回実施し、生涯学習センターの指定管理者の選定を行った。

委員

（令和7年7月1日現在）

役職	氏名
名古屋市市政資料館主任	大沢 純子
公認会計士	小野田 誓
弁護士	小林 和正
くらしクリエイト代表	白上 昌子
構成作家、コミュニケーションアドバイザー、大学非常勤講師	千田 伸子

(2) 名古屋市産業教育審議会

産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第11条、名古屋市産業教育審議会委員定数条例（昭和27年名古屋市条例第4号）及び名古屋市産業教育審議会規則（昭和27年名古屋市教育委員会規則第3号）に基づき、昭和27年7月に発足し、教育委員会の諮問に応じて、産業教育に関して調査審議し、教育委員会に対して答申又は建議を行っている。

(3) 名古屋市いじめ対策検討会議

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項及び第28条第1項並びに名古屋市いじめ対策検討会議条例（平成27年名古屋市条例第38号）に基づき、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策や重大事態に係る事実関係などに関して調査審議し、その結果を教育委員会に答申している。

令和6年度は、6回開催し、主にいじめが要因として疑われる事案について調査審議した。

委員

(令和7年7月1日現在)

役職	氏名
中部大学 教授	田川 隆博
愛知県弁護士会 弁護士	竹内 景子
愛知県臨床心理士会 臨床心理士	中西 和紀
愛知県社会福祉士会 社会福祉士	早川 真理
愛知県弁護士会 弁護士	原 富祐美
椙山女学園大学 特命教授	広瀬 帆曜
藤田医科大学 准教授	古橋 功一

(4) 名古屋市社会教育委員協議会

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び名古屋市社会教育委員条例（昭和24年名古屋市条例第58号）に基づき、教育委員会が委嘱した定数10人以内の社会教育委員によって構成される協議会である。名古屋市社会教育委員協議会規則（昭和24年名古屋市教育委員会規則第6号）に基づき、会議を開催し、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べている。任期は2年で、令和6年2月1日に第38期社会教育委員を委嘱した。

令和6年度は、5回開催し、新しい時代の生涯学習センター等のあり方についてや補助金交付などについて審議した。

委員

(令和7年7月1日現在)

種別	役職	氏名
学校教育関係者	名古屋市立なごや小学校校長	笹口 真
社会教育関係者	名古屋市立小中学校PTA協議会顧問	高橋 功
	名古屋市地域女性団体連絡協議会会長	伊藤 和子
	日本ボーイスカウト愛知連盟愛知ローバース会議アドバイザー	荒川 航一
	名古屋市立大学大学院人間文化研究科博士後期課程	長野 未来

種別	役職	氏名
家庭教育の 向上に資する 活動を行う者	臨床心理士 公募委員	伊藤 史 石田 美和
学識経験者	中部大学教職課程センター教授 椙山女学園大学教授 弁護士	原田 信之 小倉 祥子 馬路 充江

(5) 名古屋市文化財調査委員会

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第4号）に基づき、教育委員会の諮問に応じて市指定文化財の指定などに関して意見を述べるとともに、文化財の保存、活用に関する専門的事項を調査審議している。

令和6年度は、2回開催し、文化財保護行政上の課題などについて審議した。

委員

(令和7年7月1日現在)

役職	氏名
愛知県立豊橋工科高等学校非常勤講師	石田 正治
名古屋市博物館元副館長	井上 光夫
南山大学人文学部人類文化学科教授	上峯 篤史
愛知県立大学名誉教授	大塚 英二
東海学園大学人文学部人文学科教授	小野 佳代
中京大学非常勤講師	鬼頭 秀明
名古屋大学大学院人文学研究科教授	斎藤 夏来
愛知工業大学工学部建築学科准教授	清水 隆宏
名古屋市博物館元学芸課長	田中 青樹
名古屋大学大学院生命農学研究科准教授	中川 弥智子
名古屋大学博物館准教授	新美 倫子

役職	氏名
愛知県立大学非常勤講師	服部 直子
名城大学理工学部建築学科教授	三浦 彩子
公益財団法人古川知足会古川美術館学芸課主任学芸員	山内 綾子
名城大学理工学部建築学科准教授	米澤 貴紀
金城学院大学文学部日本語日本文化学科教授	龍澤 彩

(6) 名古屋市図書館協議会

図書館法（昭和25年法律第118号）第14条及び名古屋市図書館協議会条例（昭和44年名古屋市条例第7号）に基づき、鶴舞中央図書館に置かれ、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館奉仕について館長に対して意見を述べることができる。

令和6年度は、4回開催し、主に次のような事項について審議した。

ア アクティブ・ライブラリーについて

委員

(令和7年7月14日現在)

種別	役職	氏名
学校教育関係者	名古屋市立明豊中学校校長	梶田 勉
社会教育関係者	一般社団法人日本ポジティブ教育協会代表理事 名古屋市地域女性団体連絡協議会常任理事	足立 啓美 林 洋子
家庭教育の 向上に資する 活動を行う者	名古屋市立小中学校PTA協議会常任理事	箕浦 徹也
学識経験者	愛知県弁護士会図書委員会委員 公募委員 愛知教育大学特別支援教育講座准教授 椋山女学園大学教育学部教授 名古屋市立大学大学院人間文化研究科准教授 中日新聞社編集局資料部部長	近藤 愛喜 大曲 春菜 相羽 大輔 福永 智子 三浦 哲司 坂口 千夏

(7) 名古屋市博物館協議会

博物館法（昭和26年法律第285号）第23条及び名古屋市博物館条例（昭和52年名古屋市条例第8号）に基づき、博物館に置かれ、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関である。

令和6年度は、2回開催し、次のような事項について審議した。

- ア 令和5年度事業報告・決算について
- イ 令和6年度事業中間報告について
- ウ 令和7年度事業計画、予算について
- エ 博物館のリニューアル改修について

委員

（令和7年7月1日現在）

種別	役職	氏名
学校教育関係者	名古屋市立松栄小学校長 金城学院大学学院長補佐	千葉 雅美 長屋 頼子
社会教育関係者	名古屋市地域女性団体連絡協議会副会長 徳川美術館長 熱田神宮宝物館長 名古屋市立大学医学部医学科	杉本 久美子 徳川 義崇 芹田 治 奥田 琉那
家庭教育の 向上に資する 活動を行う者	名古屋市立小中学校PTA協議会会員交流・研修部長 公募委員	加藤 行康 亀井 淳史
学識経験者	日本放送協会名古屋放送局長 中日新聞社名古屋本社事業局次長 愛知教育大学学長補佐 名古屋商工会議所文化・観光委員会副委員長 愛知県立大学教授 東朋テクノロジー株式会社代表取締役社長 名古屋市博物館資料委員 名古屋市障害者団体連絡会会長	小貫 武 古田 真一 真島 聖子 齊藤 毅 丸山 裕美子 富田 英之 塩村 耕 橋井 正喜

(8) 名古屋市美術館協議会

博物館法第23条及び名古屋市美術館条例（昭和63年名古屋市条例第7号）に基づき、美術館に置かれ、美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関である。

令和6年度は、2回開催し、次のような事項について審議した。

- ア 令和5年度事業実施結果について
- イ 令和6年度事業の主な取り組みについて

ウ 令和7年度事業計画案について

委員

(令和7年7月1日現在)

種別	役職	氏名
学校教育関係者	名古屋市立児玉小学校長 愛知県私学協会常任理事兼文化部長 愛知県立旭丘高等学校長	高井 圭子 奥川 渉 黒川 修一
社会教育関係者	公益財団法人名古屋市文化振興事業団専務理事兼事務局長 名古屋市立大学大学院教授 名古屋市地域女性団体連絡協議会書記 クリエイティブ・リンク・ナゴヤ ディレクター	小杉 政巳 宮下 さおり 林 洋子 佐藤 友美
家庭教育の向上に資する活動を行う者	名古屋市立小中学校PTA協議会専務理事 公募委員	加藤 友彦 石田 美和
学識経験者	愛知県立芸術大学准教授 名古屋商工会議所文化・観光委員会副委員長 愛知県美術館長 名古屋造形大学教授 愛知学院大学准教授 日本旅行業協会中部支部長	金子 智太郎 齊藤 毅 平瀬 礼太 高橋 綾子 井上 瞳 内海 勝仁

(9) 名古屋市科学館協議会

博物館法第23条及び名古屋市科学館条例（昭和37年名古屋市条例第27号）に基づき、科学館に置かれ、科学館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。

令和6年度は、2回開催し、次のような事項について審議した。

ア 令和5年度事業概要について

イ 令和5年度決算見込について

ウ 令和7年度事業計画案について

委員

(令和7年7月1日現在)

種別	役職	氏名
学校教育関係者	名古屋市立筒井小学校長 愛知県立港特別支援学校長 愛知県私学協会副会長	江崎 友美 榊原 正意 林 文敏
社会教育関係者	名古屋市地域女性団体連絡協議会書記	横地 道代
家庭教育の向上に資する活動を行う者	名古屋市立小中学校PTA協議会理事 公募委員	後藤 めぐみ 鈴田 守

種別	役職	氏名
学識経験者	名古屋市立大学データサイエンス学部教授	横山 清子
	国立病院機構名古屋医療センター名誉院長	長谷川 好規
	名古屋大学大学院生命農学研究科准教授	井上 直子
	日本放送協会名古屋放送局長	吉野 真史
	公益財団法人中部科学技術センター専務理事	武藤 陽一
	名古屋商工会議所副会頭	冨成 義郎
	中日新聞社名古屋本社事業局次長	古田 真一

(10) 名古屋市伝統的建造物群保存地区保存審議会

名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成27年名古屋市条例第47号）に基づき、伝統的建造物群保存地区の保存に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長及び教育委員会に答申する。

令和6年度は、1回開催し、補助物件の修理・修景方法などについて審議した。

委員

(令和7年7月1日現在)

職名	氏名
愛知淑徳大学教授	溝口 正人
東海工業専門学校講師	岩田 敏也
名城大学教授	三浦 彩子
愛知建築士会（一級建築士）	川口 亜稀子
愛知建築士会（一級建築士）	奥村 由美
有松学区区政協力委員会委員長	堀内 広実
有松学区（地区内居住者）	加藤 明美
有松商工会会長	松岡 清典
有松絞商工協同組合理事長	成田 基雄
有松まちづくりの会会長（地区内居住者）	中濱 豊

(11) 名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会

名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会条例（令和元年名古屋市条例第16号）に基づき、小学校及び中学校の規模の適正化に関する事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申する。

令和6年度は、5回開催し、主に次のような事項について意見交換を行った。

ア 浮野小学校と平田小学校の統合に関する個別プランについて

イ 小規模校の取組状況について

ウ 柴田小学校と千鳥小学校及び白水小学校の統合に関する個別プランについて

委員

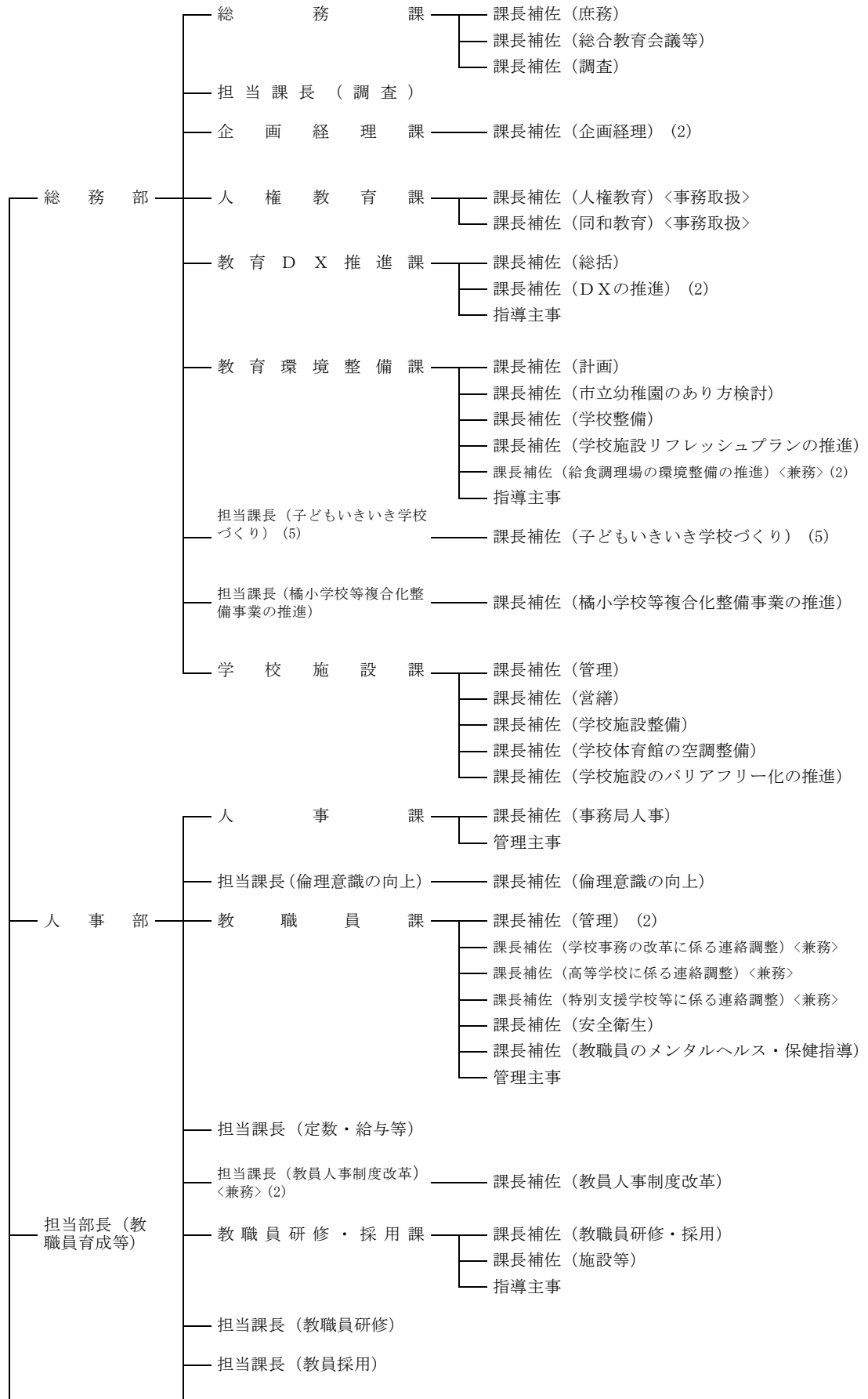
(令和7年7月1日現在)

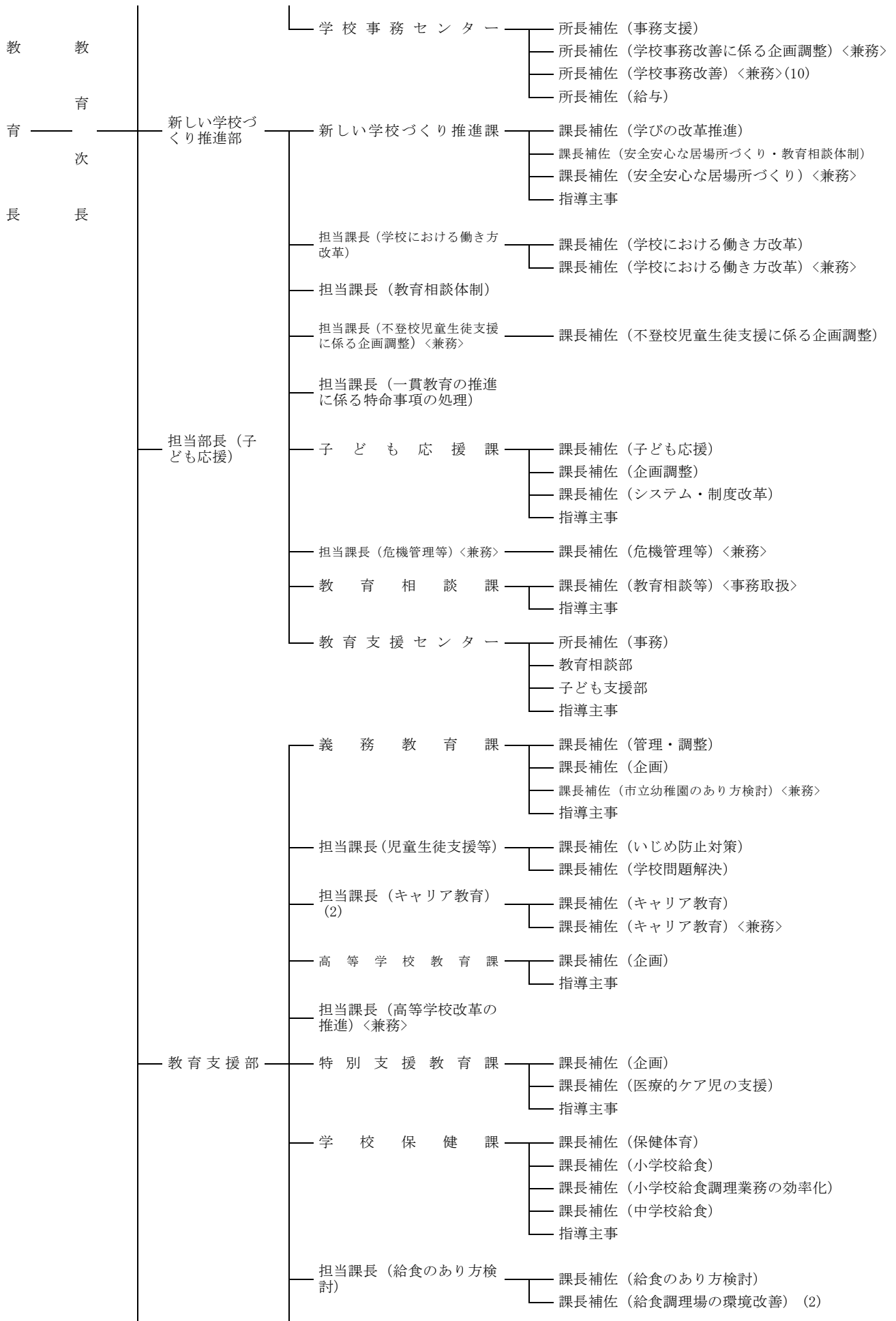
種別	役職	氏名
学識経験者	愛知教育大学人文社会科学系 社会科教育講座 名誉教授	土屋 武志
	名古屋大学大学院教育発達科学研究科 ・教育学部 教授	南部 初世
	名古屋学芸大学ヒューマンケア学部長 教授	津金 美智子
	名古屋大学大学院環境学研究科 都市環境学専攻 教授	小松 尚
地域関係者	名古屋市区政協力委員議長協議会 議長	山本 秀雄
	名古屋市区政協力委員議長協議会 副議長	中田 俊夫
保護者代表	名古屋市立小中学校PTA協議会 会長	尾関 利昌
	名古屋市立小中学校PTA協議会 副会長	田添 千裕
	名古屋市立幼稚園PTA協議会 会員	梶野 渚
学校関係者	名古屋市立清水小学校 校長	瀬瀬 みどり
	名古屋市立あずま中学校 教諭	加藤 雅士

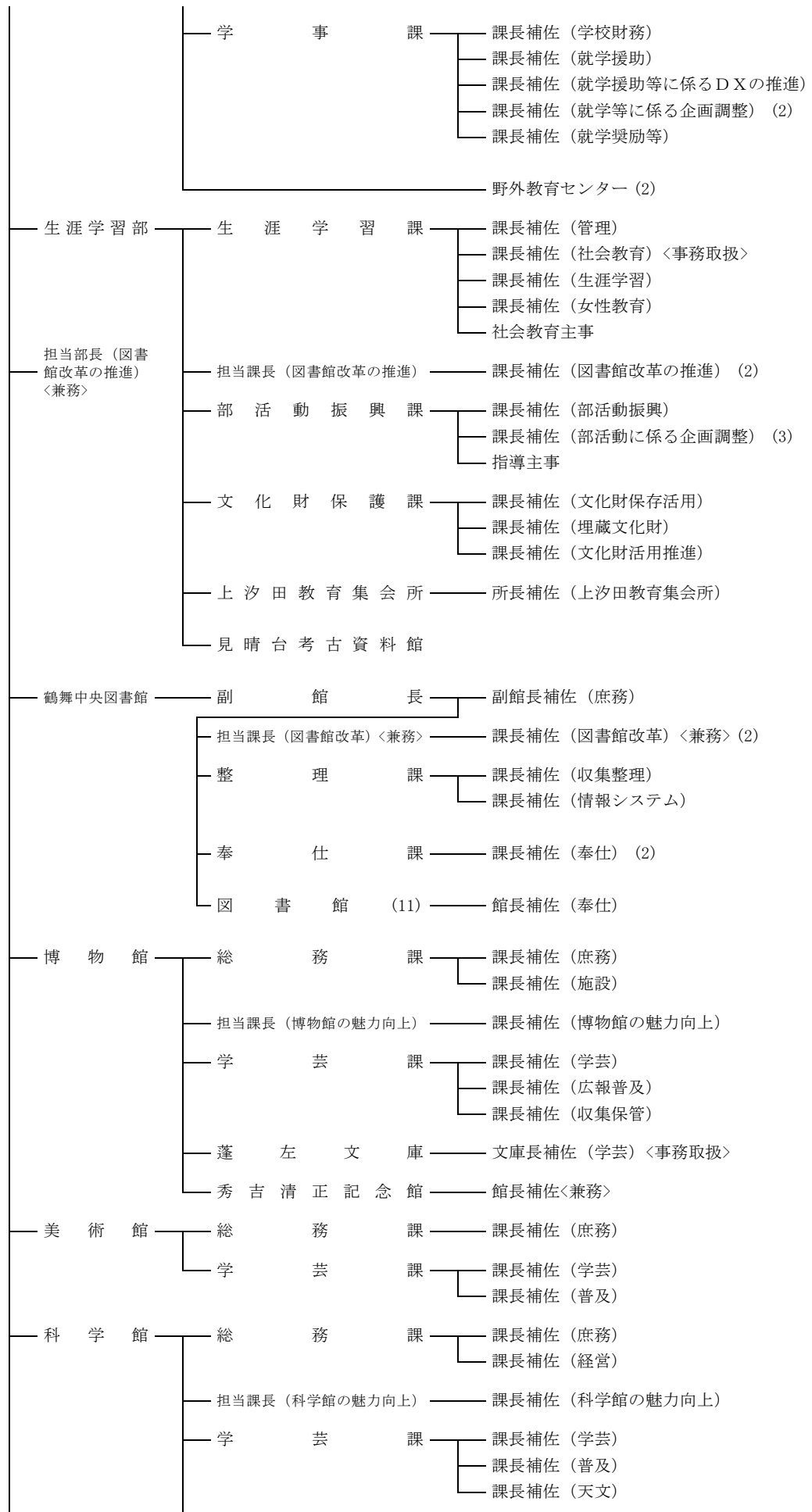
6 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関等

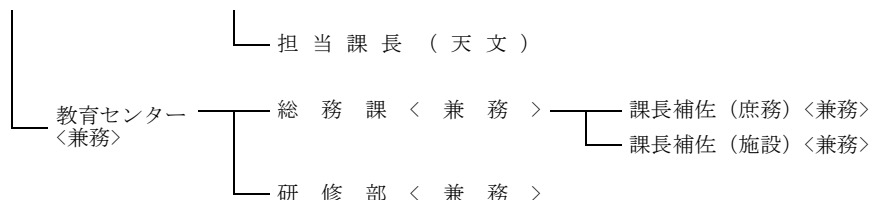
(1) 機構図

(令和7年7月1日現在)









小学校 (261) ※分校含む
 中学校 (113) ※分校含む
 高等学校 (14)
 特別支援学校 (6) ※分校含む
 幼稚園 (20)

(2) 職員定員表 (教職員を除く)

事務職員			技術職員					指導主事	社会教育主事	合計
主事等	司書	学芸員	技師等	保健師	看護師	管理栄養士	業務士			
362	72	44	16	1	2	4	7	264	22	794

(注1) 教育長、教員、学校事務職員、学校技術職員を除く。

(注2) 事務職員の役職者は主事等に、技術職員の役職者は技師等に含む。

(3) 事務分掌

総務部

総務課

- (1) 教育委員会の会議並びに教育長及び委員に関すること。
- (2) 総合教育会議の運営に関すること。
- (3) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (4) 秘書に関すること。
- (5) 事務局の主管事務で他の部課の主管に属しないこと。

担当課長 (調査)

- (1) 教育長の特命による重要事項の調査及び総合調整に関すること。
- (2) 総合教育会議の運営に関すること。
- (3) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (4) 訴訟、調停等に関すること。
- (5) 情報公開及び個人情報保護に係る総合調整に関すること。

企画経理課

- (1) 重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関すること。
- (3) 事務事業に係る広報の総括に関すること。

- (4) 教育行政に関する相談窓口に関すること。
- (5) 外郭団体の総括に関すること。
- (6) 教育振興基本計画に関すること。
- (7) 予算及び決算に関すること。
- (8) 教育委員会事務局指定管理者選定委員会に関すること。

人権教育課

- (1) 人権教育に関する諸施策の総合的な企画及び連絡調整に関すること。

教育DX推進課

- (1) 情報化施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 情報化の専門的及び技術的な調査研究に関すること（他の部の主管に属することを除く。）。
- (3) 情報化の推進に必要な情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 情報教育等に関する研修の企画に関すること（他の部の主管に属することを除く。）。
- (5) 教育情報システムの運用管理に関すること。

教育環境整備課

- (1) 学校教育における子どもの学習環境及び施設のあり方に係る総合的な計画の立案に関すること（他の部課の主管に属することを除く。）。
- (2) 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関すること。
- (3) 学校教育に関する施設の建設、保全及び改築の計画及び実施に関すること。
- (4) 学校の設置及び廃止の事務手続に関すること。
- (5) 小学校及び中学校の通学区域の設定、廃止及び変更に関すること。
- (6) 用地（借地を除く。）の取得に係る総合調整に関すること。
- (7) 教育施設に関するアセットマネジメントに関すること（他の部の主管に属することを除く。）。
- (8) 教育資産の有効活用に関すること。
- (9) 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関すること。
- (10) 子どもいきいき学校づくり推進審議会に関すること。

担当課長（子どもいきいき学校づくり）

- (1) 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関すること。
- (2) 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関すること。
- (3) 子どもいきいき学校づくり推進審議会に関すること。

担当課長（橘小学校等複合化整備事業の推進）

- (1) 橘小学校等複合化整備事業の推進に関すること。

学校施設課

- (1) 教育財産及び普通財産の総括管理に関すること。
- (2) 学校用地の管理に関すること。
- (3) 学校施設の管理及び維持修繕に関すること。
- (4) 学校施設の環境整備に関すること（他の課の主管に属することを除く。）。

人事部

人事課

- (1) 事務局及び学校その他の教育機関の職員（教職員を除く。）の人事、福利厚生及び諸給与支払に関する事。
- (2) この部の主管事務に關し他の課の主管に属しない事務に關する事。

担当課長（倫理意識の向上）

- (1) 職員の倫理意識の向上に關する事。
- (2) 教職員の服務及び内部統制に關する事。

教職員課

- (1) 教職員の人事に關する事（他の部課の主管に属することを除く。）。
- (2) 学校の組織編制に關する事。
- (3) 教職員の給料の決定に關する事。
- (4) 学校事務センターに關する事（学事課の主管に属することを除く。）。
- (5) 教職員の安全管理及び衛生管理に關する事。
- (6) 教職員の福利厚生に關する事。

担当課長（定数・給与等）

- (1) 教職員の定数・配置に關する教育施策の企画及び調整に關する事。
- (2) 教職員の給与その他の勤務条件に關する事（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。
- (3) 教職員に關する定数・給与制度の調査研究に關する事。

担当課長（教員人事制度改革）

- (1) 教員及び講師の人事における事務及び制度の見直しに關する事。
- (2) 教育長の指定する教職員の人事に關する事。
- (3) 教職員に關する人事制度の調査研究に關する事。
- (4) 教職員の組織する職員団体に關する事。
- (5) 学校事務（学事課の主管に属することを除く。）の改革推進に關する事。

学校事務センター

- (1) 学校事務に係る指導、支援及び助言に關する事。
- (2) 学校事務改善に係る企画及び連絡調整に關する事。
- (3) 学校用品の調達及び配分の集約に關する事。
- (4) 名古屋市立の小学校及び中学校間における学校事務の連携に關する事。
- (5) 教職員の給料その他の給付に關する事（人事部教職員課の主管に属するものを除く。）。

教職員研修・採用課

- (1) 教職員の研修（他の部課の主管に属するものを除く。）に關する事。
- (2) 教員採用選考に關する事。
- (3) 教育センターに關する事。

担当課長（教職員研修）

- (1) 教職員の研修に關する事。

担当課長（教員採用）

- (1) 教育長の指定する教員採用選考に関すること。

新しい学校づくり推進部

新しい学校づくり推進課

- (1) 学校教育の指導に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 新たな教育制度の調査研究に関すること。
- (3) 安全安心な居場所づくりに関すること。
- (4) 学校における働き方改革に係る総合調整に関すること。
- (5) 児童生徒の支援体制の調査研究に係る特命事項の処理に関すること。
- (6) 教育支援センターに関すること。
- (7) この部の主管事務に関し他の課の主管に属しない事務に関すること。

担当課長（学校における働き方改革）

- (1) 学校における働き方改革に係る総合調整に関すること。

担当課長（教育相談体制）

- (1) 児童生徒の支援体制の調査研究に係る特命事項の処理に関すること。

担当課長（不登校児童生徒支援に係る企画調整）

- (1) 不登校児童生徒支援に係る企画及び調整に関すること。

担当課長（一貫教育の推進に係る特命事項の処理）

- (1) 一貫教育の推進に係る特命事項の処理に関すること。

子ども応援課

- (1) 子ども応援委員会制度の実施に関すること。
- (2) 子ども応援委員会制度に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 児童生徒の支援（他の部課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 児童生徒の支援体制の調査研究（他の部課の主管に属するものを除く。）に関すること。

担当課長（危機管理等）

- (1) 児童生徒の支援に係る連絡調整に関すること。

教育相談課

- (1) 児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）に対する教育相談に関すること（他の部課の主管に属することを除く。）。
- (2) 特別な支援を必要とする児童等に対する検査に関すること。
- (3) 教職員に対する相談に関すること（他の部課の主管に属することを除く。）。

教育支援センター

- (1) 文書の收受及び発送並びに公印の管守に関すること。
- (2) 人事、給与及び予算決算の手続並びに物品の購入及び検収その他の会計事務に関すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 不登校児及びその保護者の教育相談に関すること。
- (5) 不登校児の学習指導及び生活指導に関すること。
- (6) 不登校児の相談及び指導に関する調査研究に関すること。

教育支援部

義務教育課

- (1) 学校教育の指導に関すること（他の部課の主管に属することを除く。）。
- (2) 教科書その他の教材の取扱に関すること（他の課の主管に属することを除く。）。
- (3) 教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること（他の課の主管に属することを除く。）。
- (4) いじめの防止等のための対策の推進に関すること。
- (5) いじめ対策検討会議に関すること。
- (6) キャリア教育の推進に関すること。
- (7) 野外教育センターに関すること。
- (8) この部の主管事務に関し他の課の主管に属しない事務に関すること。

担当課長（児童生徒支援等）

- (1) 児童生徒への支援に係る特命事項の処理に関すること。

担当課長（キャリア教育）

- (1) キャリア教育の推進に関すること。

高等学校教育課

- (1) 高等学校教育の指導に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。
- (2) 高等学校の教科書その他の教材の取扱に関すること。
- (3) 高等学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- (4) 高等学校の入学者選抜に関すること。
- (5) 産業教育審議会に関すること。

担当課長（高等学校改革の推進）

- (1) 高等学校改革の推進に関すること。

特別支援教育課

- (1) 特別支援教育の指導に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。
- (2) 特別支援学校の教科書その他の教材の取扱に関すること。
- (3) 特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- (4) 特別支援学校の入学者選抜に関すること。

学校保健課

- (1) 学校体育に関すること（他の部の主管に属することを除く。）。
- (2) 学校における保健衛生に関すること。
- (3) 学校安全に関すること（他の部課の主管に属することを除く。）。
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付事業に関すること。
- (5) 学校給食に関すること。
- (6) 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会に関すること。

担当課長（給食のあり方検討）

- (1) 学校給食のあり方検討に係る企画及び調整に関すること。

- (2) 給食調理場の環境改善に係る企画及び調整に関すること。

学事課

- (1) 学校事務の指導に関すること。
- (2) 学校運営費に関すること。
- (3) 学校事務に係る事務局内事務の連絡調整に関すること。
- (4) 教材及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (5) 学校事務センターに関すること（学事課の主管に属することに限る。）。
- (6) 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童等の入学、転学及び退学の事務手続に関すること。
- (7) 就学援助及び就学奨励に関すること。
- (8) 私立学校に関すること（幼稚園教育の振興に係る助成及び小学校就学前の子どもに係る子ども・子育て支援新制度に関するものを除く。）。

野外教育センター

- (1) 野外教育の施設としてセンターを使用させること。
- (2) 野外教育に関する指導及び助言を与えること。
- (3) 野外教育に関する調査研究及び図書その他の資料の収集を行なうこと。
- (4) その他教育委員会が野外教育のため必要と認める事業を行なうこと。

生涯学習部

生涯学習課

- (1) 生涯学習の推進に関する諸施策の企画及び調査研究に関すること。
- (2) 生涯学習の施策の推進に必要な情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 生涯学習に関する各種の団体及び機関との連携協力に関すること。
- (4) 社会教育委員に関すること。
- (5) 社会教育施設（他の課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 成人教育に関すること。
- (7) 女性教育に関すること。
- (8) 社会教育関係団体（他の課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (9) 学校施設の開放に関すること。
- (10) この部の主管事務に関し他の課の主管に属しない事務に関すること。

担当課長（図書館改革の推進）

- (1) 図書館改革の推進に係る総合調整に関すること。

部活動振興課

- (1) 学校における部活動に関すること。
- (2) 部活動関係団体に関すること。
- (3) 部活動に関する行事の計画及び実施に関すること。

文化財保護課

- (1) 文化財保護に関すること。
- (2) 文化財調査委員会に関すること。

- (3) 名古屋市美術品等取得基金の管理に関する事。
- (4) 志段味古墳群歴史の里に関する事。
- (5) 見晴台考古資料館、博物館、美術館及び科学館に関する事。
- (6) ユネスコ活動に関する事。
- (7) 芸術文化事業の奨励に関する事。

上汐田教育集会所

- (1) 地域住民のための講座、講演会等を開催する事。
- (2) 地域住民の生涯学習等のための相談を行う事。
- (3) 上汐田教育集会所の施設を地域住民の集会その他の公共的利用に供する事。

見晴台考古資料館

- (1) 見晴台遺跡資料の収集、保管及び展示その他の供用に関する事。
- (2) 見晴台遺跡資料に係る電磁的記録の作成及び公開に関する事。
- (3) 見晴台遺跡資料の利用者に対する説明、助言及び指導に関する事。
- (4) 見晴台遺跡資料に関する専門的、技術的な調査研究に関する事。
- (5) 見晴台遺跡資料の保管、展示等に関する技術的研究に関する事。
- (6) 見晴台遺跡資料に関する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布に関する事。
- (7) 見晴台遺跡資料に関する講演会、研究会等の開催に関する事。
- (8) 学芸員その他の考古資料館の事業に従事する人材の養成及び研修に関する事。
- (9) 他の博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力に関する事。
- (10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進に関する事。
- (11) その他教育委員会が必要と認める事業に関する事。

鶴舞中央図書館

- (1) 文書の収受、発送及び公印の管守に関する事。
- (2) 人事、給与及び予算決算の事務に関する事。
- (3) 調査、統計及び諸報告のとりまとめに関する事。
- (4) 図書館相互の連絡調整に関する事。
- (5) 関係諸機関との連絡及び広報に関する事。
- (6) 施設の整備並びに施設及び設備の管理に関する事。
- (7) 図書館協議会の庶務に関する事。
- (8) 図書館の管理運営に係る企画及び調整に関する事。
- (9) 他の課の主管に属しない事。

担当課長（図書館改革）

- (1) 図書館の管理運営に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 施設の整備並びに施設及び設備の管理に関する事。

整理課

- (1) 資料の収集計画に関する事。

- (2) 資料の収集及び選択の連絡調整に関すること。
- (3) 資料の受贈及び受託の連絡調整に関すること。
- (4) 資料の分類に関すること。
- (5) 資料の目録に関すること。
- (6) 総合図書目録の編成に関すること。
- (7) 資料の廃棄の連絡調整に関すること。
- (8) その他資料の整理に関すること。
- (9) 電子計算機処理に関すること。
- (10) 蔵書統計に関すること。
- (11) 自動車図書館に関すること。

奉仕課

- (1) 中央図書館の資料の選択、収集、供用、相互貸借、保管及び廃棄に関すること。
- (2) 中央図書館の資料に係る読書案内、読書相談及び参考調査に関すること。
- (3) 読書会、研究会、展示会等の開催及びその奨励に関すること。
- (4) 閲覧統計に関すること。
- (5) 点字文庫の運営に関すること。
- (6) 児童図書研究室に関すること。
- (7) 閲覧所の運営に関すること。
- (8) 視聴覚機器の管理及び集会室の運営に関すること。
- (9) 教科書センターに関すること。
- (10) 資料の複写に関すること。
- (11) 資料の修理、製本及び保存に関すること。

図書館

- (1) 資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 資料の館内供用（対面読書を含む。）に関すること。
- (3) 資料の個人貸出し（郵送貸出しを含む。）及び団体貸出しに関すること。
- (4) 読書案内、読書相談及び参考調査に関すること。
- (5) 閲覧所、配本所等の設置に関すること。
- (6) 資料の複写に関すること。
- (7) 読書会、研究会、展示会等の開催及びその奨励に関すること。
- (8) 他の図書館等との協力及び図書館資料の相互貸借に関すること。
- (9) その他教育委員会が必要と認める事業に関すること。

博物館

総務課

- (1) 文書の収受及び発送並びに公印の管守に関すること。
- (2) 人事、給与及び予算決算の手續並びに物品の購入及び検収その他の会計事務に関すること。
- (3) 調査、統計及び諸報告に関すること。

- (4) 博物館協議会の庶務に関すること。
- (5) 施設及び設備の維持管理並びに館内の秩序維持に関すること。
- (6) 観覧券の発売及び改札並びにこれに伴う収入事務に関すること。
- (7) 施設の使用の許可に関すること。
- (8) 特別利用料及び使用料の徴収に関すること。
- (9) 入館者の受付、案内その他のサービスに関すること。
- (10) 博物館の魅力向上の推進に関すること。
- (11) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修に関すること。
- (12) 分館に関すること。
- (13) 他の課の主管に属しないこと。

担当課長（博物館の魅力向上）

- (1) 博物館の魅力向上の推進に関すること。

学芸課

- (1) 博物館資料の収集、保管、展示及び供用に関すること。
- (2) 博物館資料に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。
- (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (4) 博物館資料の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。
- (5) 博物館資料の保管、展示等に関する技術的研究に関すること。
- (6) 博物館資料に関する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布に関すること。
- (7) 博物館資料に関する講演会、研究会等の開催に関すること。
- (8) 他の博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力に関すること。
- (9) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進に関すること。
- (10) その他学芸事務に関すること。

蓬左文庫

- (1) 文庫資料の収集、保管、展示及び供用に関すること。
- (2) 文庫資料に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。
- (3) 文庫資料の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。
- (4) 文庫資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (5) 文庫資料の保管、展示等に関する技術的研究に関すること。
- (6) 文庫資料に関する解説書、目録、調査研究の報告書等の作成及び頒布に関すること。
- (7) 文庫資料に関する講演会等の開催に関すること。
- (8) 学芸員その他の文庫の事業に従事する人材の養成及び研修に関すること。
- (9) 他の博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力に関すること。
- (10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進に関すること。
- (11) その他教育委員会が必要と認める事業に関すること。

秀吉清正記念館

- (1) 記念館資料の収集、保管、展示及び供用に関すること。
- (2) 記念館資料に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。

- (3) 記念館資料の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。
- (4) 記念館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (5) 記念館資料の保管、展示等に関する技術的研究に関すること。
- (6) 記念館資料に関する解説書、目録等の作成及び頒布に関すること。
- (7) 記念館資料に関する講演会等の開催に関すること。
- (8) 学芸員その他の記念館の事業に従事する人材の養成及び研修に関すること。
- (9) 他の博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力に関すること。
- (10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進に関すること。
- (11) その他教育委員会が必要と認める事業に関すること。

美術館

総務課

- (1) 文書の收受及び発送並びに公印の管守に関すること。
- (2) 人事、給与及び予算決算の手続並びに物品の購入及び検収その他の会計事務に関すること。
- (3) 調査、統計及び諸報告に関すること。
- (4) 美術館協議会の庶務に関すること。
- (5) 施設及び設備の維持管理並びに館内の秩序維持に関すること。
- (6) 観覧券の発売及び改札並びにこれに伴う収入事務に関すること。
- (7) 特別利用料の徴収に関すること。
- (8) 入館者の受付、案内その他のサービスに関すること。
- (9) 学芸員その他の美術館の事業に従事する人材の養成及び研修に関すること。
- (10) 美術関係団体に関すること（他の課の主管に属することを除く。）。
- (11) 他の課の主管に属しないこと。

学芸課

- (1) 美術品等の収集、保管、展示及び供用に関すること。
- (2) 美術品等に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。
- (3) 美術に関する専門的な調査研究に関すること。
- (4) 美術品等の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。
- (5) 美術に関する案内書、解説書、目録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布に関すること。
- (6) 美術に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関すること。
- (7) 美術に関する視聴覚教材、図書等を一般の利用に供すること。
- (8) 広報及び宣伝に関すること。
- (9) 他の美術館、博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力に関すること。
- (10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進に関すること。
- (11) その他学芸事務に関すること。
- (12) 美術教育の企画及び美術に関する知識の普及啓発に関すること。

科学館

総務課

- (1) 人事、文書、公印及び予算決算の事務手続に関すること。
- (2) 使用料等の徴収、契約及び会計事務に関すること。
- (3) 物品の購入及び検収に関すること。
- (4) 科学館協議会の庶務に関すること。
- (5) 施設及び設備の維持管理並びに館内の秩序維持に関すること。
- (6) 観覧券の発売及び改札等並びにこれに伴う会計事務に関すること。
- (7) 広報、宣伝及び催物の実施に関すること。
- (8) 入館者への案内、説明その他のサービスに関すること。
- (9) 学芸員その他の科学館の事業に従事する人材の養成及び研修に関すること。
- (10) 他の課の主管に属しないこと。

担当課長（科学館の魅力向上）

- (1) 科学館の魅力向上の推進に関すること。

学芸課

- (1) 科学に関する展示品に係る企画及び展示その他の供用に関すること。
- (2) 科学に関する展示品に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。
- (3) 科学知識の普及啓発及び指導に関すること。
- (4) 科学技術に関する情報の収集及び提供並びに出版に関すること。
- (5) 展示室の運営に関すること。
- (6) サイエンスホール及び情報資料室の運営に関すること。
- (7) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進に関すること。
- (8) プラネタリウムに係る企画及び運営に関すること。
- (9) その他学芸事務に関すること。

担当課長（天文）

- (1) 天文教育の企画及び天文に関する知識の普及啓発に関すること。

教育センター

総務課

- (1) 文書の收受及び発送並びに公印の管守に関すること。
- (2) 人事、給与及び予算決算の手続並びに物品の購入及び検収その他の会計事務に関すること。
- (3) 調査、統計及び諸報告に関すること。
- (4) 施設及び設備の維持管理並びに所内の秩序維持に関すること。
- (5) 施設の使用の許可に関すること。
- (6) 使用料の徴収に関すること。
- (7) 部の主管に属しないこと。

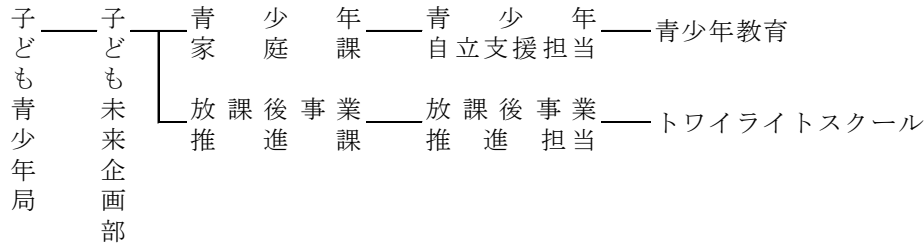
研修部

- (1) 教職員の研修の実施に関すること。

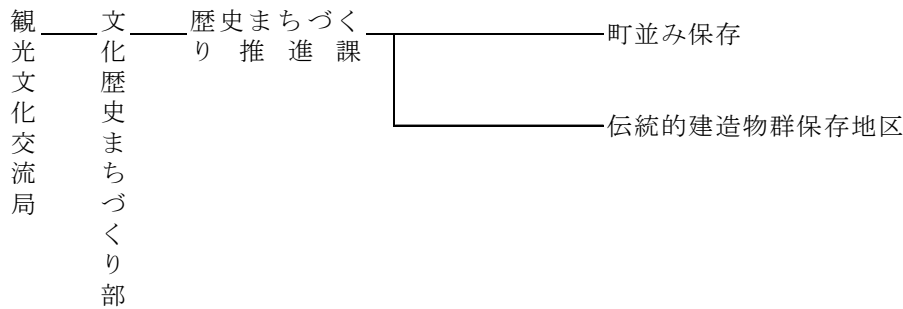
(2) 図書等の閲覧に関すること。

(3) 教育関係機関との連絡及び協力に関すること。

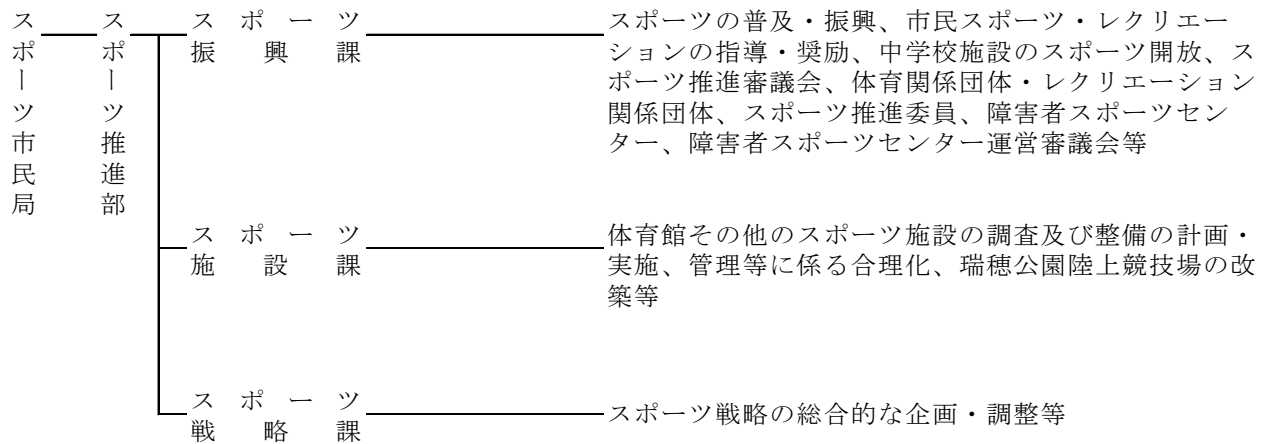
(4) 子ども青少年局における教育関係事務



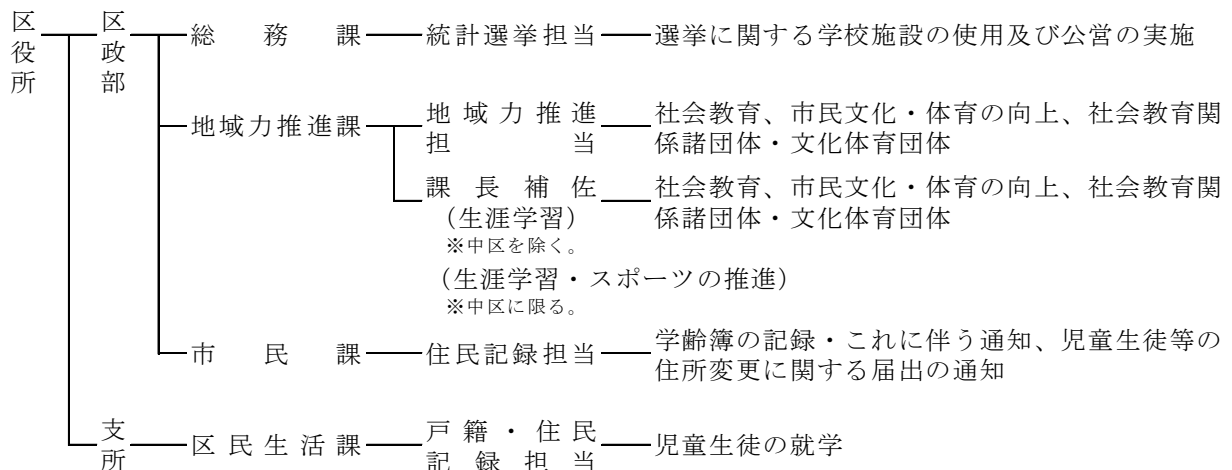
(5) 観光文化交流局における教育関係事務



(6) スポーツ市民局における教育関係事務



(7) 区役所（16区）における教育関係事務



7 教育委員会所管施設一覧

学 校 教 育 施 設	幼稚園	20	社 会 教 育 施 設	生涯学習センター（分館含む）	17
	小学校（分校含む）	261		女性会館	1
	中学校（分校含む）	113		図書館（分館含む）	21
	高等学校	14		博物館（分館含む）	3
	特別支援学校（分校含む）	6		見晴台考古資料館	1
	野外教育センター（分館含む）	3		美術館	1
	教育支援センター	1		科学館	1
	小計	418		体感！しだみ古墳群ミュージアム	1
そ の 他 の 施 設	学校事務センター	1		小計	46
	教育センター（分館含む）	2		合計	470
	学校体育センター	3			
	小計	6			

8 広報広聴調査活動

（1）広報

教育委員会の重点施策や事業は、市の広報紙「広報なごや」あるいはテレビ・ラジオ等を通して幅広く市民に知らせるとともに、市政記者クラブを通じて報道機関へ関係資料を提供した。また、令和6年度中における市の教育事業等を集録した「教育要覧 令和6年版」を作成した。

（2）広聴

市民の教育に対する「声」を行政に反映させることを目的として次の広聴活動を実施した。

ア 個別広聴（市民の声）

市民からの教育に関する提案・意見・要望、苦情、相談・問合せは、スポーツ市民局広聴課及び区役所地域力推進課を通じて「市民の声」として寄せられている。令和6年度の総数は522件で、その主な内訳は次のとおりである。

声の種類	件数	声の種類	件数
1 学校教育	267	2 生涯学習	84
（1）入学・転校	2	（1）成人教育	3
（2）通学区域	11	（2）社会教育施設	64
（3）学校施設	34	（3）博物館施設	14

声の種類	件数	声の種類	件数
(4) 教職員	34	(4) 文化財保護	3
(5) 教育指導・教育相談	124	3 その他	171
(6) 就学支援	4		
(7) 学校給食	58		

イ 集会広聴

(ア) 団体広聴

団体から寄せられる市政への要望や意見のうち、内容が複数局に係わるものについて、団体広聴としてスポーツ市民局広聴課が窓口になり、文書回答をし、関係局との話し合いの場を設け、団体とのコミュニケーションに努めている。

令和6年度は、16団体の要望等が団体広聴として処理されたが、そのうち教育に関する要望等が含まれていたのは、11団体であった。

(イ) 地域懇談会

区長はじめ区内公所（署）長と関係局職員が地域区民の意見、提案などを直接聴き、これを行政に反映するとともに、市区政についての広報を図り、区民の理解を深めることによって住みよいまちづくりを進めていくことを目的として、地域懇談会を各区で開催している。

令和6年度は39団体から、「教育」に関して45件の要望等があった。

(3) 調査統計

令和6年度に実施した調査統計は次のとおり11件で、このうち文部科学省主管によるものが3件、県教育委員会主管によるものが3件、市教育委員会が独自に実施したものが5件であった。

<令和6年度実施の調査統計一覧>

調査件名	調査実施月	対象と方法	調査事項	主管
学校基本調査	6年 5月	市立学校（悉皆） 中学校・高等学校（悉皆）	学校、在学者、学級数等 卒業者数、進学者数等	文部科学省
学校調査 卒業後の状況調査 不就学学齢児童生徒調査		市教委・区役所（悉皆）	理由別不就学者数	
地方教育費調査	6年 6月	市立学校・市教委（悉皆）	学校教育費、社会教育費及び教育行政費の使途別、財源別支出状況等	〃

調査件名	調査実施月	対象と方法	調査事項	主管
社会教育調査	6年10月	社会教育施設・市教委（悉皆）	職員・施設・設備・事業実施・利用の状況	〃
中学校卒業者の進学状況調査	6年 5月	中学校（悉皆）	高等学校進学者等	県教委
高等学校入学状況調査	6年 5月	高等学校（悉皆）	志願者・入学者数	〃
中学校卒業見込者の進路希望状況調査	6年 9月 12月	中学校（悉皆）	高等学校への進学希望者数	〃
小学校卒業者の進学状況調査	6年 4月	小学校（悉皆）	設置者別中学校入学状況	市教委
高等学校卒業者の進路状況調査	6年 4月	高等学校（悉皆）	進学者、就職者数等	〃
学校保健調査	6年 4月	市立学校（悉皆）	発育状況、健康状態	〃
幼児人口実態調査	6年 4月	区役所（悉皆）	学区別幼児（0～5歳）数	〃
義務教育人口の推計	6年 5月	市教委・小学校・中学校（悉皆）	学校別児童生徒数、学級数	〃

9 企画調整事務

企画調整事務は、教育委員会内の重要事項の企画調整並びに他の局等に関わり合いをもつ事務事業についての連絡調整である。各種計画の教育委員会における対応をはじめ、教育委員会内の全般の事務事業について総合的・有機的な執行のための潤滑油的な役割を担っている。

（１）教育委員会内の重要事項の総合調整

教育委員会の重要事業計画及び教育委員会内重要事項の事前・事後調整

（２）複数の局室区にわたる重要事項の連絡調整

複数の局室区にわたる会議の重要事項に関する議案の事前調整、その決定事項の事後調整、進行管理

（３）教育長・教育次長の特命による事務事業

教育委員会内各課間における分掌事項の間隙部分に対する対応措置の立案

（４）規程に基づく事務

ア 計画主任の事務（計画主任設置規程）

イ 広報幹事の事務（名古屋市広報広聴事務取扱規程）など

本市の計画

計画の名称	教育委員会関係部分	備考
名古屋市基本構想	Ⅳ－3 市民の教育と文化	昭和52年12月20日 市議会で議決
名古屋市総合計画2028	施策1、4、9、10、12、13、 14、15、16、19、22、32、 38、39、40の該当部分	令和6年10月2日 市議会で議決 (～令和10年度まで)

10 争訟事務（令和7年3月31日現在）

（1）教職員に係る勤務条件に関する措置要求

令和6年度に人事委員会の判定又は決定があった勤務条件に関する措置要求は、0件である。

（2）教職員に係る不利益処分についての不服申立て

- ア 令和6年12月26日提出の件（令和7年人委（審）第1号） 審査請求人 中学校校長
令和6年11月8日付審査請求人の処分は、適切な過程や方法を経ず、手続き上の違法が認められるので、取り消されるべきである。
（現在名古屋市人事委員会において審理中である。）

（3）訴訟事件

ア 国家賠償請求事件（令和4年（ワ）第2974号等）

原告 生徒の保護者
被告 名古屋市

平成30年1月に中学校の生徒が自死したこと等に関し、生徒の保護者が、安全配慮義務違反等を主張し、1540万円の支払いを請求して令和4年7月19日に名古屋地方裁判所に提訴したものであり、令和6年3月19日に請求棄却の判決があった。原告はこれを不服として同月30日名古屋高等裁判所に控訴したが、同年12月20日に控訴棄却の判決があった。これを受けて原告（控訴人）は同月25日最高裁判所に上告受理の申立てを行い、現在係争中である。

イ 懲戒免職処分等取消請求事件（令和4年（行ウ）第108号）

原告 元小学校調理員
被告 名古屋市

公物品である給食の保存食を窃取したことにより懲戒免職処分及び退職手当支給制限処分を受けた原告が、当該各処分は裁量権を逸脱した違法な処分であると主張し、当該各処分の取消しを求めて令和4年11月21日に名古屋地方裁判所に提訴したものであり、令和6年7月22日に、原告の請求を認容し、被告に懲戒免職処分及び退職手当支給制限処分の取消しを命ずる判決があった。

ウ ①担任解除命令義務付け等請求事件（令和6年（行ウ）第14号）

②仮の義務付け申立て事件（令和6年（行ク）第7号等）

原告 児童

被告 名古屋市

①小学生である原告が、原告の学級担任を解除すること又は原告を他の学級に編入させること等を求めて令和6年2月1日に名古屋地方裁判所に提訴したが、同年6月24日に、訴えを取り下げた。

②上記事件の判決が言い渡されるまでの間、仮に上記義務付けをすることを求めて原告が同日同裁判所に申し立てたものであり、令和6年3月11日に申立て却下の決定があった。原告は同月13日名古屋高等裁判所に即時抗告の申立てを行ったが、同月19日に同抗告棄却の決定があった。これを受けて原告は同月22日最高裁判所に特別抗告の申立てを行ったが、同年6月17日に同抗告棄却の決定があった。

エ 国家賠償等請求事件（令和6年（ワ）第1544号）

原告 教員の遺族

被告 名古屋市外1名

平成28年12月に中学校の教員が自死したことに関し、教員の遺族が、安全配慮義務違反等を主張し、6893万円余の支払いを請求して令和6年4月4日に名古屋地方裁判所に提訴したものであり、現在係争中である。

オ 損害賠償請求事件（令和6年（ワ）第3891号）

原告 生徒の保護者

被告 名古屋市外3名

令和3年3月に中学校の生徒が自死したこと等に関し、生徒の保護者が、安全配慮義務違反等を主張し、3236万円余の支払いを請求して令和6年8月20日に名古屋地方裁判所に提訴したものであり、現在係争中である。

カ 行政文書非公開決定取消等請求事件（令和6年（行ウ）第128号）

原告 請求者

被告 名古屋市

令和6年11月に名古屋市教育委員会が行った行政文書非公開決定に関し、公開請求者が、同決定の取消し、当該行政文書の一部公開決定の義務付け及び3万円の支払いを請求して同年12月2日に名古屋地方裁判所に提訴したものであり、現在係争中である。

キ 国家賠償請求事件（令和7年（ワ）第802号）

原告 高校の元生徒

被告 名古屋市

令和2年10月に高校の体育の授業中に発生した事故に関し、同高校の元生徒が、安全配慮義務違反等を主張し、2614万円余の支払いを請求して令和7年2月21日に名古屋地方裁判所に提訴したものであり、現在係争中である。

ク 名古屋市公金支出差止請求事件（住民訴訟）（令和7年（行ウ）第18号）

原告 名古屋市民

被告 名古屋市長

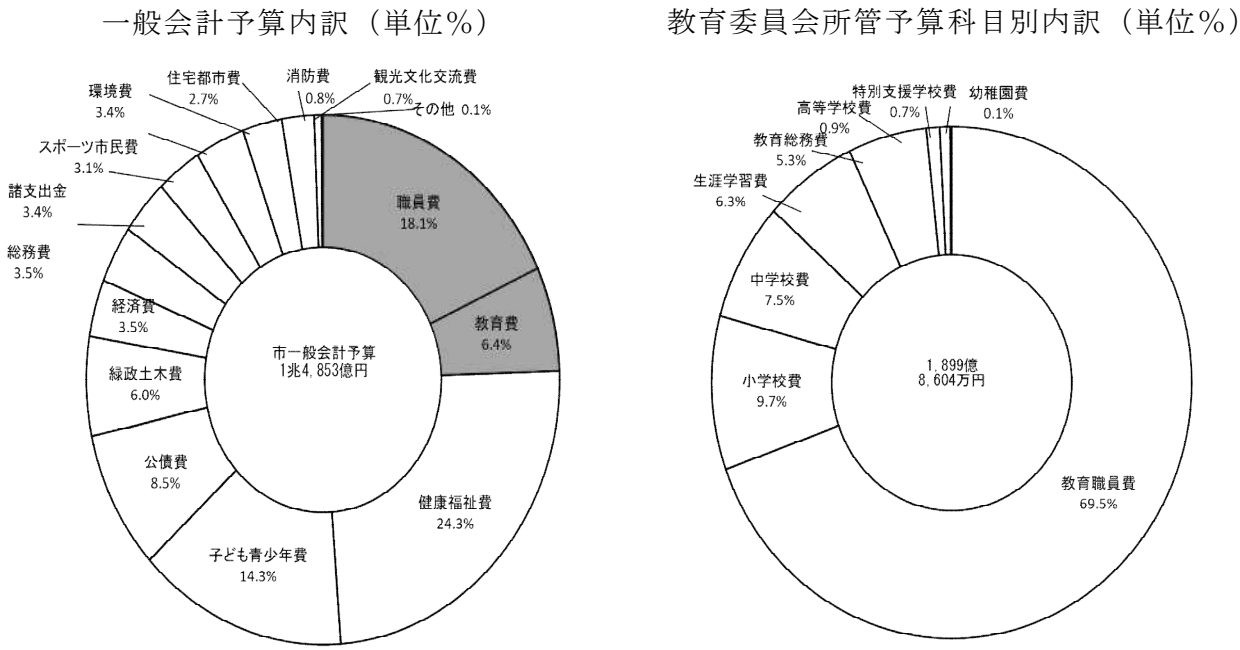
令和6年7月に名古屋市教育委員会教育長が東山遊園株式会社との間で締結した星が丘アクティブライブラリー整備検討基礎調査業務委託契約に関し、名古屋市民が、手続違反等を主張し、支出命令の差止めを請求して令和7年3月3日に名古屋地方裁判所に提訴したものであり、現在係争中である。

第2章 教育財政

1 令和7年度教育関係予算の概要

(1) 令和7年度当初予算

教育委員会所管予算額は、2,017億5,544万円で、一般会計の総額1兆6,172億円のうち12.5%を占めている。



職員費及び教育費の（ ）は、教育委員会所管分

当初予算の科目別内訳

科目	7年度 予算額	6年度 予算額	増△減	主な内容
	千円	千円	千円	
教育総務費	10,688,142	10,375,278	312,864	
教育委員会費	8,997	9,097	△100	委員会の運営費
事務局費	426,199	720,108	△293,909	教職員の人事管理費、事務局運営費
教育指導費	4,691,115	4,853,573	△162,458	学校教育の指導・支援費及び教育支援センターの運営費
学校保健体育費	1,455,453	1,444,854	10,599	学校医等の報酬、学校保健衛生対策費及び学校体育振興費

科目	7年度 予算額	6年度 予算額	増△減	主な内容
教育奨励費	千円 3,798,898	千円 3,029,939	千円 768,959	要・準要保護児童生徒及び定時制高校生の就学奨励事業費、私立高等学校への助成
教育センター費	131,259	136,634	△5,375	教育センターの運営費
野外教育 センター費	176,221	181,073	△4,852	稲武・中津川野外教育センター、野外学習センターの運営費
小学校費	19,653,668	16,678,016	2,975,652	
学校管理費	13,499,389	12,702,496	796,893	小学校261校の運営費
学校整備費	6,154,279	3,975,520	2,178,759	統合校の整備、橘小学校等複合化整備事業
中学校費	15,133,997	10,196,231	4,937,766	
学校管理費	7,915,480	8,084,824	△169,344	中学校113校の運営費
学校整備費	7,218,517	2,111,407	5,107,110	上志段味中学校の新設、リニューアル改修
高等学校費	1,730,991	2,400,658	△669,667	
学校管理費	1,730,991	2,400,658	△669,667	全日制13校、定時制2校の運営費
幼稚園費	212,405	199,508	12,897	
幼稚園費	212,405	199,508	12,897	幼稚園20園の運営費
特別支援学校費	1,462,528	815,214	647,314	
学校管理費	1,462,528	815,214	647,314	特別支援学校6校の運営費
生涯学習費	12,665,065	7,803,544	4,861,521	
生涯学習推進費	1,964,473	1,795,465	169,008	生涯学習の推進、学校開放事業の実施、部活動の振興、成人・女性教育の振興、文化財の保護
生涯学習施設費	848,323	801,987	46,336	生涯学習センター（16館）、女性会館、志段味古墳群歴史の里等生涯学習施設の運営費
図書館費	1,625,120	1,362,349	262,771	図書館（21館）の運営費
博物館費	269,398	302,758	△33,360	博物館の運営費

科目	7年度 予算額	6年度 予算額	増△減	主な内容
科学館費	千円 1,013,565	千円 958,938	千円 54,627	科学館の運営費
美術館費	273,021	262,441	10,580	美術館の運営費
生涯学習 施設整備費	6,671,165	2,319,606	4,351,559	博物館リニューアル改修等
教育職員費	140,208,639	136,563,427	3,645,212	
事務局職員費	6,044,965	5,607,163	437,802	職員の人件費
教育指導職員費	4,016,601	3,347,385	669,216	会計年度任用職員の人件費
教育センター 職員費	294,340	280,242	14,098	会計年度任用職員の人件費
小学校職員費	73,127,759	72,051,307	1,076,452	教職員の人件費
中学校職員費	36,088,848	35,347,567	741,281	教職員の人件費
高等学校職員費	10,341,156	10,071,580	269,576	教職員の人件費
幼稚園職員費	1,437,474	1,423,388	14,086	教職員の人件費
特別支援学校 職員費	5,612,679	5,250,624	362,055	教職員の人件費
生涯学習推進 職員費	3,244,817	3,184,171	60,646	職員の人件費
計	201,755,435	185,031,876	16,723,559	

(2) 当初予算の推移

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
(百万円)										
教育委員 会所管分	72,590	162,710	173,126	170,503	174,713	176,314	180,803	188,986	185,032	201,755
(%)										
対前年度 伸率	△0.3	124.1	6.4	△0.2	2.5	0.9	2.5	4.5	△2.1	9.0

2 新規・拡充事業及び重点施策

事項	主な内容
ナゴヤ・スクール・イノベーション事業	●ゆるやかな協働性の中で自律して学び続ける子どもを育むため、大人が子どもに伴走し、「子ども中心の学び」を進める学校づくりを推進
野外教育センターのあり方検討基礎調査	●老朽化した野外教育センターについて、今後のあり方検討に必要な基礎的事項の調査を実施
キャリアタイムの実施	●子ども一人一人の自分らしい生き方を実現する力を育てるキャリア教育を推進するための授業等の時間「キャリアタイム」を実施
中学校スクールランチ事業のあり方検討	●中学校スクールランチ事業を安定的に継続するために、P F I の導入等を含めた、新たな契約手法の検討のための調査を実施
スチームコンベクションオープンの導入拡大	●給食の質のさらなる向上のため、給食調理場へのスチームコンベクションオープンの導入を拡大
給食調理場空調設備の整備	●給食調理場の環境改善を図るため、空調設備を整備
部活動外部顧問派遣事業	●部活動の充実・活性化を図るとともに、教員の多忙化解消のため、部活動外部顧問を派遣
休日中学校部活動に代わる地域クラブ活動	●国の地域移行の方針を踏まえ、令和7年10月より土・日曜日の部活動は実施せず（大会参加等を除く）、地域の団体・事業者等による地域クラブ活動を実施するにあたり必要な環境整備を実施
公立大学法人名古屋市立大学と連携した発達障害児（者）への支援	●名古屋市立大学と連携して、医療・福祉・教育が一体となった発達障害に関する知見の蓄積と発達障害児者への支援を実施するにあたって、「こころの発達診療研究センター」の体制を強化
看護介助員の配置	●医療的ケアが必要な子どもが安心して学校（園）生活を送ることができるよう、医療的ケアと生活介助を行うことができる看護介助員を配置
学校生活介助アシスタントの派遣	●介助が必要な障害のある子どもの学校（園）生活における支援を行う学校生活介助アシスタントについて、重度の知的障害・精神障害のある子どもに対する派遣を拡充
日本語指導が必要な児童生徒の支援	●日本語指導が必要な子どもの増加及び多言語化に対応
学校施設のバリアフリー化	●障害のある子どもの教育環境改善や避難所機能強化のため、学校施設のバリアフリー化を推進
【2月補正】 なごやか中学校（夜間中学）	●様々な理由で義務教育を修了できなかった方、本国で義務教育を修了していない外国籍の方及び不登校等の事情により義務教育が十分に受けられなかった方へ、義務

事項	主な内容
なごや子ども応援委員会の運営	教育の機会を提供するため、「なごやか中学校（夜間中学）」を開校 ●さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するなごや子ども応援委員会において、非常勤スクールカウンセラーの配置拡充等により支援を充実
校内の教室以外の居場所づくり	●教室に入れない子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするため、校内の教室以外の居場所づくりを推進
学びの多様化学校の調査研究	●不登校及び不登校傾向の子どもにきめ細やかな学びの場や機会を提供するため、学びの多様化学校の設置に向けた調査等を実施
夜間中学就学に係る経済的支援	●令和7年4月に開校したなごやか中学校（夜間中学）に就学する生徒に対し、経済的理由により就学が困難であると認められる場合に、就学援助に類する経済的支援を実施
高等学校等給付型入学支援金	●経済的に就学の支援が必要と認められる者に対し、高等学校等入学時の費用を給付する制度（入学支援金制度）を創設
就学援助におけるオンライン学習通信費	●保護者の負担を軽減し、安心して就学してもらえるよう、経済的理由により就学が困難であると認められる場合に支給する就学援助について、オンライン学習通信費の支給単価を増額
私立高等学校授業料補助	●保護者負担の軽減を図るため、授業料の補助額を増額するとともに、第1子・第2子の生徒に対する所得制限を撤廃し、通信制の高等学校に通う生徒への補助を新設
P T A活動活性化に向けた調査	●P T A活動の活性化に向けて、市立学校（園）におけるP T Aの実態調査等を実施
教員人事の改革の推進	●教員人事事務の効率化及び最適化を図るため、教員人事システムの構築に向けた調査等を実施
橘小学校等複合化整備事業	●橘小学校、中生涯学習センター、前津福祉会館及び前津児童館の複合施設を民間活力の活用により整備
小学校における学校外プールを活用した水泳指導	●老朽化した学校プールを保有する学校等において、学校外プールを活用した水泳指導を実施
校舎等のリニューアル改修 【2月補正】	●屋上防水や外壁、内装の一体的な改修を実施するとともに、受変電設備などの設備更新やエレベーター整備などを実施
校舎等の保全改修・設備改修	●屋上防水、外壁・トイレの改修、窓ガラス飛散防止対策

事項	主な内容
【2月補正】 学校体育館空調設備の整備	及び設備の更新を実施 ●教育環境の改善及び災害時における避難所としての環境改善を図るため、空調設備を整備
【2月補正】 学校トイレの環境改善	●洋式化率の低い学校について、トイレの洋式化等を実施
【2月補正】 指定避難所給排水機能の確保	●指定避難所である小・中学校における、震災時の給排水機能確保に向けた埋設給排水管の改修
【2月補正】 小学校統合校の整備	●望ましい学校規模を確保するため、統合校の整備に係る設計及び工事等を実施
生涯学習センター等の利活用調査	●老朽化が著しい生涯学習センター等のリニューアルに向け、機能統合等を検討するための利活用調査を実施
星が丘図書館（仮称）の整備	●第1ブロック（千種、東、守山、名東区）の中核館となるアクティブライブラリーとして、星が丘図書館（仮称）を旧星が丘ボウル跡地に建設される商業棟内に整備
美術館の整備検討調査	●老朽化が著しい美術館のリニューアルに向け、整備手法等の調査を実施
博物館のリニューアル改修等	●「名古屋市博物館の魅力向上基本計画」に基づき、本館・外構のリニューアル改修等を実施
秀吉清正記念館の利用環境整備	●令和8年大河ドラマ「豊臣兄弟！」と連動し、重要文化財を含む資料を中心とする特別展示に向けた利用環境の整備を実施
児童生徒用1人1台端末等の更新	●全ての子どもたちの可能性を引き出す学びのさらなる充実を図るために、令和8年度の児童生徒用1人1台端末の更新を含めたICT環境の整備を実施

3 小・中学校標準運営費

標準運営費とは、各教科等教育活動に要する経費及び学校の維持管理等に要する経費（人件費、光熱水費等を除く。）の標準を算定したものである。

（1）標準運営費の推移

年度	小学校				中学校			
	校数	予算額	1校平均	児童1人平均	校数	予算額	1校平均	生徒1人平均
	校	千円	千円	円	校	千円	千円	円
27	263	2,882,917	10,962	25,589	112	1,692,160	15,109	32,443
28	263	2,879,287	10,948	25,629	112	1,686,969	15,062	33,021
29	262	2,871,784	10,961	25,411	112	1,685,606	15,050	33,362
30	262	3,044,690	11,621	26,832	112	1,825,023	16,295	36,696
元	262	3,042,655	11,613	27,012	112	1,828,304	16,324	36,873
2	262	3,089,745	11,793	27,612	112	1,857,707	16,587	37,144
3	263	3,105,168	11,807	27,831	112	1,864,739	16,649	36,707
4	263	3,104,642	11,805	28,038	112	1,866,386	16,664	36,720
5	262	3,098,297	11,826	28,290	112	1,865,567	16,657	36,778
6	261	3,281,030	12,571	30,340	112	2,007,941	17,928	40,094
7	261	3,285,221	12,587	30,617	113	2,021,553	17,890	40,391

（注1）事務局等で一括支払又は一括購入する経費を含む。

（注2）学習指導要領の改訂に伴う指導者用教科書・指導書等の経費は含まない。

(2) 令和7年度1校当たり標準運営費

科目	小学校			中学校		
	7予算	6予算	対前年比較	7予算	6予算	対前年比較
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
報償費	72	72	-	102	103	△1
旅費	641	659	△18	1,255	1,261	△6
交際費	6	6	-	6	6	-
需用費	6,054	5,534	520	8,344	7,456	888
（消耗品費）	(5,485)	(4,966)	(519)	(7,118)	(6,224)	(894)
（燃料費）	(4)	(4)	(-)	(6)	(6)	(-)
（食糧費）	(19)	(19)	(-)	(18)	(18)	(-)
（印刷製本費）	(306)	(305)	(1)	(969)	(974)	(△5)
（修繕料）	(190)	(190)	(-)	(184)	(185)	(△1)
（賄材料費）	(50)	(50)	(-)	(49)	(49)	(-)
役務費	321	321	-	498	498	-
（通信料）	(271)	(271)	(-)	(419)	(419)	(-)
（手数料）	(50)	(50)	(-)	(79)	(79)	(-)
委託料	377	349	28	425	428	△3
使用料及び賃借料	53	34	19	122	122	-
工事請負費	2,658	2,658	-	3,343	3,358	△15
原材料費	49	49	-	63	63	-
備品購入費	2,346	2,879	△533	3,717	4,618	△901
（庁用備品費）	(606)	(842)	(△236)	(498)	(735)	(△237)
（事業用備品費）	(758)	(1,055)	(△297)	(1,395)	(2,059)	(△664)
（図書費）	(982)	(982)	(-)	(1,824)	(1,824)	(-)
負担金補助及び交付金	10	10	-	15	15	-
計	12,587	12,571	16	17,890	17,928	△38

4 マイスクールプラン

小・中・高等学校、特別支援学校では、様々な体験活動や既存の教科の枠を超えた学習を行う等、多彩な特色ある教育活動や学校づくりを「マイスクールプラン」として実施している。

第3章 計画の推進

1 コンパスぷらん（第4期名古屋市教育振興基本計画）

（1）計画の概要

教育を取り巻く環境や諸制度の変化に対応し、本市が目指す子ども中心の学びの考え方を明確にした「ナゴヤ学びのコンパス」で描く、実現したい市民の姿、目指したい子どもの姿を具現化するための方策を取りまとめ、令和6年3月に策定した。

この計画の対象範囲は、「名古屋市立の幼稚園、小・中・高等・特別支援学校の各段階における教育・育成に関する施策」、「生涯学習全般における学びの支援に関する施策」、「私立学校の振興に関する施策」としている。

（2）計画期間

令和6年度～令和10年度（5年間）

（3）計画における5つの基本的方向

- ア 子どもが自律して学び続け、持続可能な社会の創り手となるよう、子ども中心の学びを進めます
- イ 子ども一人一人が幸福や生きがいを感じられるよう、誰一人取り残すことなく、学校・家庭・地域などが連携して子どもの育ちを支えます
- ウ 子どもが安心して安全に学べるよう、良好な教育環境を整備します
- エ 市民一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて学び、活躍できる環境を整えるとともに、名古屋の魅力を創造・発信します
- オ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進します

2 史跡志段味古墳群保存管理計画

（1）策定の目的

史跡志段味古墳群を適切に保存し次世代へと確実に伝達していくことを目的として平成27年3月に策定した。

計画では、史跡志段味古墳群の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準等を示しており、行政上の指針として位置付けられる。

計画の対象範囲は、史跡指定範囲を基本としているが、今後の追加指定、志段味古墳群の活用や景観保全を考慮し、「歴史の里」整備事業の範囲も含める。

（2）史跡志段味古墳群の価値

ア 志段味古墳群の学術的価値

- ・古墳時代各時期の様々な特色を持つ古墳がまとまって集積し、王権の地方経営の推

移が古墳群造営の様相に如実に反映されており、日本の古墳時代の社会構造をうかがうことができる。

- ・上志段味には、志段味古墳群と古代豪族・尾張氏との関係をうかがわせる伝承が残されており、志段味古墳群の調査・研究を進めることで、尾張氏をはじめとする尾張の古代豪族の実態や、倭王権との関わりを解き明かすことができる可能性がある。
- ・梅原末治による志段味大塚古墳の発掘調査は、東海地方における古墳の発掘調査の初期の事例に位置づけられ、学史的意義を有する。

イ 志段味古墳群が分布するエリアの価値

- ・地域の神聖な場所として認識されてきたエリアである。
- ・地域の人々が育んできた生活や信仰の文化に触れる機会を与えてくれる貴重な伝統行事を有するエリアである。
- ・名古屋市内では数少ない貴重な自然環境を有するエリアである。

(3) 保存管理にあたっての基本方針

ア 保存管理

- ・継続的な発掘調査・研究の推進
- ・史跡指定古墳の確実な保存と、古墳「群」としての保存のための方策の実施（継続的な保護の取り組み）
- ・積み重ねられてきた地域の風土との一体的な保全（関連法規制との連携・調整）

イ 整備

- ・志段味古墳群の本質的価値を確実に継承するための適切な保存のための整備の実施
- ・志段味古墳群の本質的価値を伝えるための整備の推進

ウ 公開活用

- ・「歴史の里」整備事業と一体となった公開・活用に関わる取り組みの推進

エ 保存管理体制

- ・多様な関係者が参加・連携する保存管理体制の構築
- ・志段味古墳群への影響の定期的な観察と保存管理状況に係る情報の継続的な更新

3 名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針

(1) 方針の概要

市立幼稚園の今後のあり方として、今日的課題への対応を充実させ、各園での教育の成果を私立幼稚園や保育所、認定こども園などへ広く提供することで、本市全体の幼児教育の質の向上に資するよう取り組み、併せて、幼児人口の減少に対応するため園の再編を実施することとして、平成28年8月に「名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」を策定した。

(2) 市立幼稚園の役割と今後のあり方

ア 市立幼稚園の役割

私立幼稚園や保育所等と相互に連携・協調しながら、本市全体の幼児教育の充実を図っていく。また、総合的に幼児教育の充実に取り組み、「幼児教育支援室」と連携して質の高い幼児教育の研究、実践、発信を行っていく。

イ 市立幼稚園の今後のあり方

- ・ 質の高い幼児期の教育の実践及び発信
- ・ 幼保小接続の取り組みの推進
- ・ 幼児期における特別支援教育の充実
- ・ 家庭や地域コミュニティと連携した園運営の推進
- ・ 多様な保護者ニーズへの対応

ウ 「幼児教育支援室」の開設

教育実践に基づいた調査研究、教職員の資質向上を目指す研修、子育て支援等に取り組むことや実践研究の成果を私立幼稚園・保育所等へ情報提供することにより、本市の幼児教育の質の向上を図る拠点施設として、「幼児教育支援室」を開設した。

(3) 市立幼稚園の教育環境の整備

ア 市立幼稚園の再編等の考え方

- ・ 市立幼稚園の園児数は減少し、望ましい集団規模を確保しにくい状況にあり、ニーズに対する利用定員も供給過剰が続くと予測される。
- ・ 今後のあり方で掲げた機能強化を実現するため、必要な財源を創出する必要があることから、アセットマネジメントの観点も踏まえ、幼稚園の再編を実施する。

<再編候補園の選定の観点>

(ア) 適正規模・適正配置

- ・ 学級数や園児数が一定数に満たない園の再編を検討する。
- ・ 幼稚園教諭の人事交流等が可能な園数を維持する。
- ・ 幼稚園ニーズや地域特性を考慮したうえで、国の幼稚園設置基準、保育保育室数、施設の老朽化の度合い等を含め、総合的に検討する。

(イ) 就園機会の確保

- ・ 幼稚園への就園を希望する方の就園機会を確保するため、選択可能な私立幼稚園等の状況を考慮する。

(ウ) 運営のあり方

- ・ 民間移管についても選択肢の一つとして検討する。

イ 職員体制の充実

再編に伴う幼稚園教諭の再配置を踏まえ、望ましい職員体制を総合的に検討する。

ウ 施設の整備

再編に伴う財源確保を踏まえ、施設の老朽化対策を進めるとともに、今後のあり方に基づいた機能強化に必要な整備を検討する。

4 第4次名古屋市子ども読書活動推進計画

(1) 計画の概要

子どもの読書活動を推進していくため、令和4年度に策定した「第4次名古屋市子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・図書館・学校や関係機関がそれぞれ連携・協力し、さまざまな読書の機会や場の提供、読書に取り組みやすい環境や仕組みづくりに取り組んでいる。

(2) 理念

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。乳幼児期から読書に親しむようにさせるとともに、発達段階に応じた読書活動を総合的に推進する。

(3) 令和6年度の主な実績

ア 「なごやっ子読書イベント」を11月に開催した。「絵本作家の読み聞かせ」、「読みたい本が見つかるコーナー」、「1日図書館」、「文字さがしクイズ」、「オリジナルしおりを作ろう♪」、「おでかけononono」などを実施し、約400人の参加があった。

イ 市内全保健センターの乳幼児健診時に絵本紹介冊子を3種類配布した。

ウ 「子ども司書」を全区の図書館で実施し、図書館のお仕事体験やバックヤードツアーなどに小・中学生255名が参加した。

エ 幼稚園・保育所等に向けた図書配送サービス「季節のえほん おとどけ便」及び医療機関向け図書配送サービス「こどものほんばこ」を実施した。

オ 読書への興味関心を高めるため、市立小学校・特別支援学校小学部4～6年生及び市立中学校・特別支援学校中学部全学年を対象に、「本の帯コンクール」を実施した。

カ 鶴舞中央図書館に設置した「学校図書館連携窓口」により、学校への配送サービスとして「学習支援図書セット貸出」を109校243件、「特別支援教育資料貸出」を13校15件実施した。令和6年度から、「学習支援図書セット貸出」のうち「はたらく車」セットについて自動車図書館で小学校に配送し、自動車図書館の活動をクイズ等で紹介することで子どもたちに理解を深めてもらう取り組みを開始した。

また、市図書館全体として市立小中学校・特別支援学校の学校図書館に図書室整備・図書購入・図書委員会活動・現場職員研修・授業協力等の助言を20校40件行った。他に図書修理ボランティアを派遣し、11校において11回、485冊の修理を行った。

キ 児童生徒及び教員による学校図書館の利用促進を図るため、学校司書110人を市立小学校260校、中学校110校に配置した。

ク 令和6年度に導入した小型の自動車図書館を活用し、児童館や子ども向けイベントへの出張を実施した。

5 名古屋市文化財保存活用地域計画

(1) 計画の概要

平成29年3月に「名古屋市歴史文化基本構想」を策定し、各種事業に取り組んできたが、令和6年7月、この構想を発展させ、新たな文化財の保存・活用に関する目標を定め、目標を達成していくための具体的な方針、措置を示す「名古屋市文化財保存活用地域計画」を策定した。

(2) 計画期間

令和6年度～令和10年度（5年間）

(3) 目標

金鯢のごとく、文化財が愛され、輝き続けるまち

(4) 基本方針

文化財を「知る」、「伝える」、「活かす」

(5) 文化財の保存・活用に関する方針

ア 「知る」ための方針

- ・文化財の種類、数、所在、現状、内容等を把握するための調査を行う
- ・文化財の調査研究を進め、その特徴・価値などを明らかにする

イ 「伝える」ための方針

- ・文化財を指定、登録、認定する
- ・文化財の保存管理、修理・修復を行う
- ・文化財の保存・継承を支援する
- ・文化財の防犯・防災対策を進める

ウ 「活かす」ための方針

- ・文化財の価値や魅力を発信する
- ・文化財に対する子どもたちの関心を高める
- ・文化財の価値や魅力を発信する市民・団体を支援する
- ・文化財の価値を顕在化させ、魅力を高める
- ・文化財を活かし、地域を活性化させる
- ・文化財を観光資源として活用し、観光客を誘客する

エ 重点方針

- ・観光資源となる文化財活用推進
- ・祭礼行事・民俗芸能の保存・継承
- ・子どもたちへの文化財の普及啓発

6 名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画

(1) 計画の概要

「名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」に基づき、市立幼稚園が本市の幼児教育を取り巻く現状や課題に対応し、本市全体の幼児教育の充実を図っていくための取り組みを着実に推進するとともに、園の再編を行うことを目指して、平成29年8月に「名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画」を策定した。

(2) 計画の取り組み

「基本方針」に掲げた今後の市立幼稚園のあり方を実現するために、下記の取り組みを行っていく。

ア 市立幼稚園では、子ども・子育てや幼児教育を取り巻く今日的な課題に対応していく。

- ・ 幼保小接続の取り組み
- ・ 特別な配慮を必要とする子どもへの支援
- ・ 地域に開かれた幼稚園づくり など

イ 本市全体の幼児教育の振興を図るための拠点施設として、「幼児教育支援室」を設置し、その事業を通して私立幼稚園や保育所などとの連携を図る。

ウ 幼児人口の状況や保護者の幼稚園・保育ニーズなどを踏まえて、市立幼稚園の再編を行う。

- ・ 報徳幼稚園（北区）、はとり幼稚園（中川区）、比良西幼稚園（西区）を閉園した。

<実施工程>

園名	H30	R1	R2	R3	R4
報徳 （北区）	3歳児の 最終募集	3歳児の 募集停止	4歳児の 募集停止	年度末 閉園	
はとり （中川区）	3歳児の 最終募集	3歳児の 募集停止	4歳児の 募集停止	年度末 閉園	
比良西 （西区）		3歳児の 最終募集	3歳児の 募集停止	4歳児の 募集停止	年度末 閉園

(3) 計画期間

平成29年度～令和8年度（10年間）

7 名古屋市学校施設リフレッシュプラン

老朽化の進展に伴い更新需要の高まる学校施設について、限られた予算で安心・安全・快適な教育環境を確保していくため、今後の維持管理・更新にかかる基本的な考え方を取りまとめた「名古屋市学校施設リフレッシュプラン」を平成29年8月に策定した。

(1) 期間

平成 29 年度～令和 32 年度（34 年間）

(2) 位置づけ

「名古屋市アセットマネジメント推進プラン」などを本市の「公共施設等総合管理計画」に位置づけており、本プランをその個別施設計画として位置づける。

(3) 対象

名古屋市立の小学校、中学校、高等学校、幼稚園、特別支援学校におけるすべての校（園）舎及び付帯施設（運動場、プールなど）

(4) 基本的な考え方

ア 学校施設の目指すべき姿

学校施設を取り巻く現状を踏まえ、目指すべき姿を「財政的に持続可能な範囲で、安心・安全・快適な環境が確保された学校施設」とし、実現に向けて「施設の長寿命化」に取り組む。

イ 長寿命化の考え方

(ア) 基本的な整備サイクル

構造体耐久性調査の結果による個々の建物寿命を勘案し、原則として 80 年使用し、劣化が著しく進行しないよう、概ね築 20 年ごとに適切な改修を実施する。

(イ) 整備手法

概ね 80 年程度で改築することから、改築までの残り期間を勘案し、以下のとおり築年数に応じた適切な改修を適切な時期に実施する。

グループ	建築年次	改修時期	改修の内容
A グループ	～昭和 41 年	築 60 年 築 80 年	保全改修＋設備改修 改築
B グループ	昭和 42～50 年	築 50 年 築 80 年	リニューアル改修 改築
C グループ	昭和 51～55 年	築 40 年 築 60 年 築 80 年	リニューアル改修 保全改修 改築
D グループ	昭和 56～平成 7 年	築 50 年 築 80 年	リニューアル改修 改築
E グループ	平成 8 年～	築 20 年 築 40 年	保全改修 リニューアル改修

グループ	建築年次	改修時期	改修の内容
Eグループ	平成8年～	築60年 築80年	保全改修 改築

(ウ) 整備内容

・保全改修

機能回復を図るため、屋上防水や外壁改修、トイレ改修を一体的に実施

・リニューアル改修

屋上防水や外壁、内装の一体的な改修とともに、受変電設備や受水槽、給排水管などの更新や社会的ニーズに対応するための機能向上を図る改修を実施

・設備改修

特に老朽化した設備機器に特化した改修を実施

(5) 持続可能性の検証

長寿命化を図っただけでは、近年の施設整備費の年平均（一般財源ベースで41億円）を上回るが、将来の児童生徒数を踏まえ、学校統合により現在の保有資産量から19～24%削減するとともに跡地活用に取り組むことで、近年の施設整備費の年平均以内とすることが可能となる。

(6) 今後の新たな取り組み

今後の人口減少社会を見据え、本プランを継続的に運用していくため、以下について、市民との協働推進や啓発を含め、市全体で横断的に検討する。

ア 整備手法・基準の見直し

イ 保有資産の有効活用

ウ 施設運営の効率化

エ 施設の多目的活用

オ 良好な教育環境の確保

8 なごやアクティブ・ライブラリー構想

(1) 構想の概要

時代に即した市民サービスを展開し、更なる市民サービスの向上を追求しながら効果的・効率的な図書館運営を図るため、「なごやアクティブ・ライブラリー構想」を平成29年12月に策定した。また、構想で優先するとした第1ブロック（千種区、東区、守山区、名東区）の図書館施設の整備に係る方針として、「名古屋市図書館第1ブロック施設整備方針」を令和3年11月に策定した。

(2) 長期的展望に立った本市図書館像

ア 本市図書館がめざす姿

(ア) 資料と専門性を活かし、地域や市民の役に立つ図書館

(イ) さまざまな場所でサービスを利用でき、便利で快適な図書館

(ウ) 時代の変化に対応できる、持続可能な図書館

イ サービス網の再構築

アの3つのめざす姿を実現するため、中央館のほかに市域を5つのブロックに分け、さまざまな場所でサービスを提供できるよう、ブロック内で施設の再配置を行う。

地域の状況を考慮しながら、さまざまなパターンでブロック内に図書館サービスを受けられる場所を配置し、地域サービス網を構築する。

9 魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画（第2次）

(1) 計画の概要

魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画（平成25年2月策定）に基づく5年間の取り組みが平成29年度末で終了し、平成30年9月に新たに魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画（第2次）を策定した。計画期間は、平成30年度から10年間とする。

(2) 計画の目的

「学びのあり方」を改めて見直し、探究的な学習や協働的な学びを通じて生きる力を育てていくことと、市立高等学校のさらなる魅力づくりを進めていくことを目的とする。併せて、生徒数の減少や施設の老朽化などの課題への対応として、市立高等学校の再編を行う。

(3) 計画における取り組み

国において進められている高等学校での「学びのあり方」改革の方向性に即して、先の「推進基本計画」や「教育振興基本計画」の取り組みを継続していくとともに、パイロット校の設置やグローバル・エデュケーション・センターの開設を進めることで、市立高等学校の教育の振興を図り、さらなる市立高等学校の魅力づくりに繋げていく。

生徒数の減少や生徒ニーズの変化、施設の老朽化などの課題を踏まえ、市立高等学校の再編と安心・安全・快適な教育環境を確保するための施設整備にも取り組む。

(4) 令和6年度の主な実績

ア 緑高等学校

パイロット校として校内のプロジェクトチームにおいて、「学びのあり方」の改革を検討し、グループディスカッションやグループワークを推進しながら「主体的・対話的で深い学び」の実現に取り組んだ。

イ 若宮商業高等学校

高等特別支援学校との併設初年度を迎え、校内のプロジェクトチームにおいて検討

を重ねてきたこれからの商業教育の展開やインクルーシブ教育の推進に関する計画を進め、共生社会の実現に向けた学びに取り組んだ。

ウ グローバル・エデュケーション・センター

教育課程内で行う基幹事業を小中高等学校対象に、休日及び長期休業中等で行うその他の各種事業を幼稚園児から高校生を対象に、感染症対策を行いながら実施した。

1年間をとおして、のべ193回の事業に、のべ6,122人が参加した。

10 ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画

少子化に伴い小規模校が増加したため、平成22年に「名古屋市立小・中学校における小規模校対策に関する基本方針」及び「小規模校対策に関する実施計画」を策定し、計画的に小規模校対策を進めてきた。

しかし、計画期間が終了した段階においても小規模校は実施計画策定時より増加しており、また、過大規模校や学校施設の老朽化等の問題も生じていることから、学校規模に関する新たな計画として「ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画」を平成31年3月に策定した。

(1) 計画について

ア 目指すべき姿

望ましい学校規模を確保し、「子どもたちがいきいきと輝く良好な教育環境」を目指す。

イ 行動指針

(ア) 子どものことを第一に考え、教育委員会が主体的に望ましい学校規模の確保に取り組む。

(イ) 学校ごとの具体的なプランに基づき、目指すべき姿を早期に実現する。

(ウ) 望ましい学校規模の確保を契機に、教育・学校運営面、施設面それぞれにおいて教育環境の向上を図る。

ウ 計画期間

令和元年度から令和15年度までの15年間

エ 実現したい学校ビジョン

教育面 子どもたちが多くの人とふれあい育つ。

学校運営面 教員が子どもとより向き合うことができ、指導が充実する。

施設面 学校施設の老朽化を早期に改善する。

(2) 学校規模の考え方

- ・小学校は12から24学級、中学校は6から24学級を「望ましい学校規模」と考える。
- ・小学校ではクラス替えができない学年が生じる11学級以下、中学校では5学級以下の学校を小規模校と考える。また、小・中学校ともに31学級以上を過大規模校と考える。

(3) 取り組みの方法

ア 小規模校

- ・「通学区域の変更」又は「学校統合」により進める。
- ・「通学距離」は徒歩を基本とし、小学校概ね2 km、中学校概ね3 kmを目安とする。

イ 過大規模校

「通学区域の変更」又は「学校の分離新設」により進める。

(4) 取り組みの進め方

小規模校及び過大規模校への取り組みは、以下の流れで進める。

ア 個別プランの作成

教育委員会が十分な事前調査を行い、学校ごとに具体的な「個別プラン」を作成する。

イ 審議会への諮問・答申

条例設置する審議会へ「個別プラン」を諮問し、答申を受ける。

ウ 保護者・地域への説明・協議

- ・保護者・地域へ小規模校（過大規模校）の課題や取り組みの必要性や効果を説明する。
- ・「個別プラン」の内容を提示し、丁寧に協議する。

エ 統合等の決定

- ・早期の課題解決を目指し、一定の目標期間を設けて保護者・地域と協議する。
- ・最終的に、教育委員会が統合等を決定する。

オ 新しい学校づくり（「学校統合」又は「学校の分離新設」の場合）

新しい学校の開校に向け、校名・校章・校歌や交通安全等について保護者・地域・学校と協議する。

(5) 「個別プラン」について

- ・個別プランは、教育委員会が保護者・地域へ説明・協議を進める際の具体的な取り組み内容を提示するため、学校ごとに作成する。
- ・個別プランの対象となる学校は、ア～ウに全て該当する小・中学校とする。ただし、ア～ウは学級数や幼児人口等に応じて、毎年度更新する。

＜小規模校＞

- ア 小規模校であること。
- イ 6年間小規模校が継続する見込みであること。
- ウ 6～15年後も小規模化の傾向であること。

＜過大規模校＞

- ア 過大規模校であること。
- イ 6年間過大規模校が継続する見込みであること。

- ・作成する学校は、小規模化（過大規模化）の状況の他、防災や施設の老朽化等、学校

や地域の様々な実情を踏まえて年度ごとに選定する。

- ・個別プランには、十分な調査の上で取り組みの方法、統合の相手校、統合の場所等を掲載する。

(6) 取り組みを進める上での配慮事項

- ・関係行政機関と連携を図り、地域ごとの通学路や交通状況の特性を踏まえ、通学の安全確保に取り組む。
- ・学校統合後も現在と同じ単位（学区組織）での活動が可能であることを、十分に周知する等、地域活動に配慮しながら取り組みを進める。

(7) 令和6年度の主な実績

高坂小学校及びしまだ小学校の統合校として、たかしま小学校を開校した。また、統合校の開校に向け、野跡小学校及び稲永小学校並びに内山小学校及び大和小学校について、具体的な学校づくりに関して保護者・学校・地域との協議を進めた。

さらに、浮野小学校及び平田小学校並びに柴田小学校、千鳥小学校及び白水小学校の個別プランを名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会へ諮問し、答申を受けた。なお、浮野小学校及び平田小学校については、答申を踏まえ統合を決定した。

令和3年度に統合決定した丸の内小学校、野跡小学校及び稲永小学校並びにたかしま小学校について、校舎の改築・改修工事を実施するとともに、令和5年度に統合決定した内山小学校及び大和小学校について、校舎の改築に向けた設計等を行った。

11 Nagoya HEART Plan（なごやハートプラン）

(1) プランの概要

令和4年3月に策定した「不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策」に基づき不登校児童生徒支援を進めてきたが、増加する不登校児童生徒への支援の方向性も変化している中、これまでの取組を継続しつつ、誰一人取り残されない学びの保障を図るため、令和7年3月に新たな不登校児童生徒の多様な学びの保障に向けた支援方策「Nagoya HEART Plan（なごやハートプラン）」を策定した。

(2) プランの目標

- ア 児童生徒一人一人の思いや願いを尊重し、全ての児童生徒に多様な学びの場を確保すること
- イ 児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立できるようにすること

(3) 支援の方策

- ア 子どもたちが行きたくなる学校づくり
 - ・魅力ある学校づくり
 - ・教職員の意識改革

イ 多様な教育機会の確保

- ・ なごや子ども応援委員会・学校と専門機関等との連携
- ・ 校内の教室以外の居場所づくり
- ・ 訪問相談、対面指導、アウトリーチ支援
- ・ 教育支援センターの機能拡充
- ・ I C Tを活用した学習支援
- ・ 高等学校等の生徒を含めた支援

ウ 保護者支援・学校外の専門機関等との連携

- ・ 保護者への支援
- ・ 教育と福祉の連携
- ・ 民間団体（施設）との連携

12 名古屋市学校における働き方改革プラン

（１）策定の趣旨

学校を取り巻く状況が大きく変化する中で、教職員の長時間勤務の状況が続いている。こうした中で、持続可能な学校運営としていくため、教職員が心身ともに健康に働くことができる環境を構築するとともに、子どもを守り、子どもの学びの充実に向けた働き方改革を推進するために、令和6年3月に「名古屋市学校における働き方改革プラン」を策定した。

（２）計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

（３）目指したい学校の姿

子どもと大人の笑顔のために教職員みんなで対話し、チャレンジできる学校

（４）実現に向けた取組

「目指したい学校の姿」の実現に向けて、「教育委員会が中心となって進める取組」と「学校の主体的な取組（教育委員会の伴走支援）」を両輪とした働き方改革を推進する。